

第3期市民参加推進計画



令和3年（2021年）3月

浦安市

第3期市民参加推進計画の策定にあたって

本市では、市民の持つ英知や豊かな社会経験、地域の特色をいかした、市民主体のまちづくりを推進していくため、平成16年度に「市民参加推進条例」を制定しました。

また、翌年には市民参加を総合的に推進するための行動計画として「市民参加推進計画」を策定し、市民参加の諸制度を整えるとともに、まちづくり活動の活性化を図るため、市民活動センターの運営や市民活動団体の自立促進、活動の発展を目的とした「市民活動補助金制度」の運用などにより、市民が主体的に活動に取り組める環境の整備に努めてきました。

しかしながら、地域コミュニティの機能低下とこれに伴う行政需要の増大など社会環境が大きく変化する中で、様々な地域課題の解決を行政が一手に引き受け、単独で解決することは、これまで以上に困難な時代が到来しています。

このような中でも、より良い地域社会の実現に向け、市民の主体的な活動を一層推進するとともに、多様化、複雑化する地域社会が抱える課題の解決に向け、市民、地域コミュニティ、市民活動団体、大学や企業などの多様な主体が連携・協力し、それらの団体と市が共に地域づくりを推進していく必要があることから、自主・連携のまちづくりを体系的に進めていくための計画として「第3期市民参加推進計画」を策定しました。

今回策定した「第3期市民参加推進計画」では、市民参加への理解や活動の促進、市民と市が連携・協力・補完しあうまちづくりに向けた相互の意識醸成を重点的に取り組む事項とし、多様な主体によるまちづくりを推進してまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、審議、検討いただいた市民参加推進会議委員の皆様をはじめ、市民参加に関する意識調査やまちづくり活動団体グループインタビューなど、様々な機会を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様に対し、心から厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

浦安市長 内田 悦嗣



目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 第3期市民参加推進計画策定の目的と背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
第2章 現状と課題	3
1 市民参加について	3
2 まちづくり活動について	3
3 多様な主体間の連携について	3
第3章 計画の全体像	4
1 策定にあたって	4
2 基本目標「自主・連携のまちづくり」	5
3 重点プランの設定	5
4 計画目標	5
第4章 基本施策と取り組み	6
1 計画の体系	6
2 重点プラン	8
3 基本施策と取り組み事項	10
第5章 推進体制及び進行管理	20
1 推進体制	20
2 進行管理	20
【資料編】	21
1 用語解説	
2 計画策定の経過	
3 審議機関委員編成	
4 市民参加に関する意識調査の主な結果及び まちづくり活動団体グループインタビューでの主な意見	
5 市民意見提出手続（パブリックコメント）実施結果	
6 浦安市市民参加推進条例	
7 浦安市市民参加推進条例施行規則	
8 浦安市市民意見提出手続の実施に関する規則	
9 浦安市行政手続条例（第6章 意見公募手続等 抜粋）	

第1章 計画の基本的な考え方

1. 第3期市民参加推進計画の目的と背景

本市では、市民の持つ英知や豊かな社会経験、地域の特色を生かした、市民主体のまちづくりを推進していくため、平成16年度に「市民参加推進条例」を制定し、翌年には市民参加を総合的に推進するための行動計画として「市民参加推進計画」を策定し、市民参加の諸制度を整えてきました。

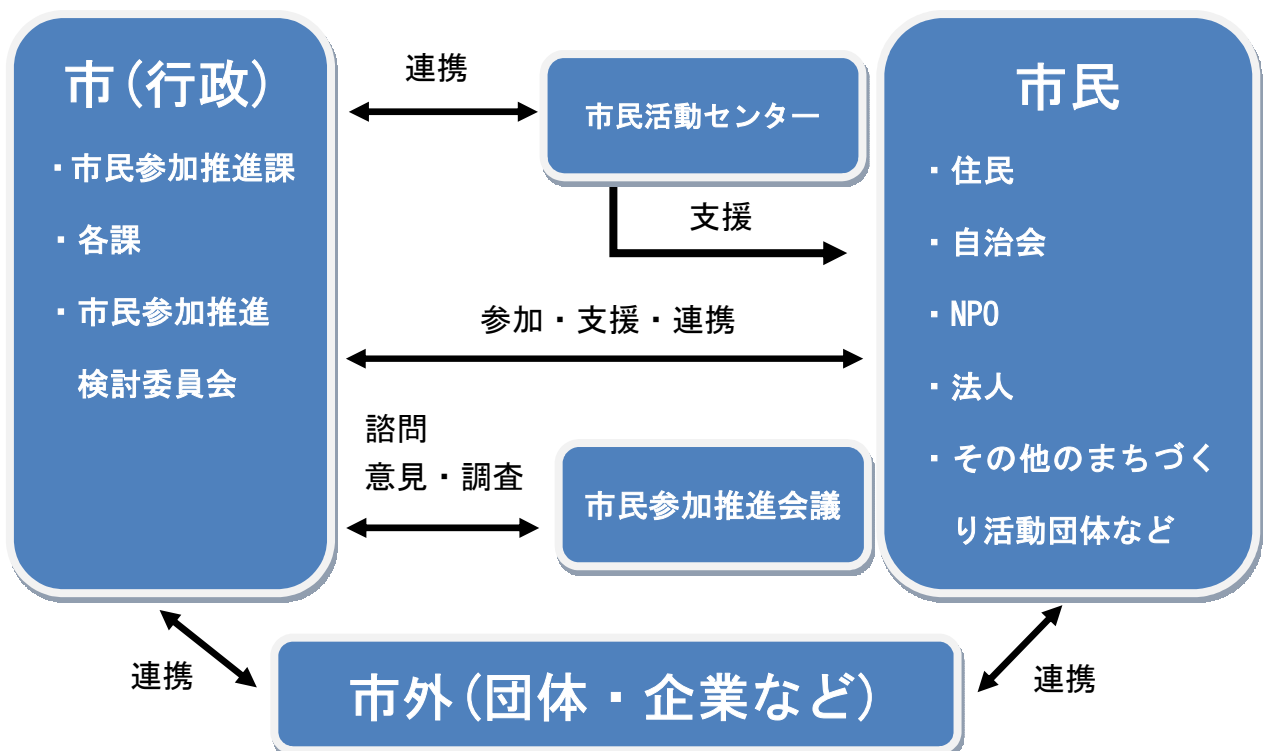
また、まちづくり活動の活性化を図るため、市民活動センターの運営や市民活動団体の自立促進、活動の発展を目的とした「市民活動補助金制度」の運用などにより、市民が主体的に活動に取り組める環境の整備に努めてきました。

近年、地域コミュニティの機能低下とこれに伴う行政需要の増大などによって、様々な地域課題の解決を行政が一手に引き受け、単独で解決することが困難な時代が到来しています。

そのため、より良い地域社会の実現に向け、市民の主体的な活動を一層推進するとともに、多様化、複雑化する地域社会が抱える課題の解決に向け、個々の団体内や市内外での活動に留まらず、市民活動団体、大学や企業など多様な主体が相互に連携・協力し、地域コミュニティの充実を図り、それらの団体と市が新たな地域資源の発掘、活用を行いながら、共に地域づくりを推進していく必要があります。

本計画は、「第2期市民参加推進計画」を継承し、より多くの市民が市政やまちづくりに参加できるよう、市民参加の機会の充実や参加の促進に取り組むとともに、市民と市が共にまちづくりの当事者であり、パートナーであるという意識を持ち、共に考え、相互に補完し合う、自主・連携のまちづくりの推進に向けて策定します。

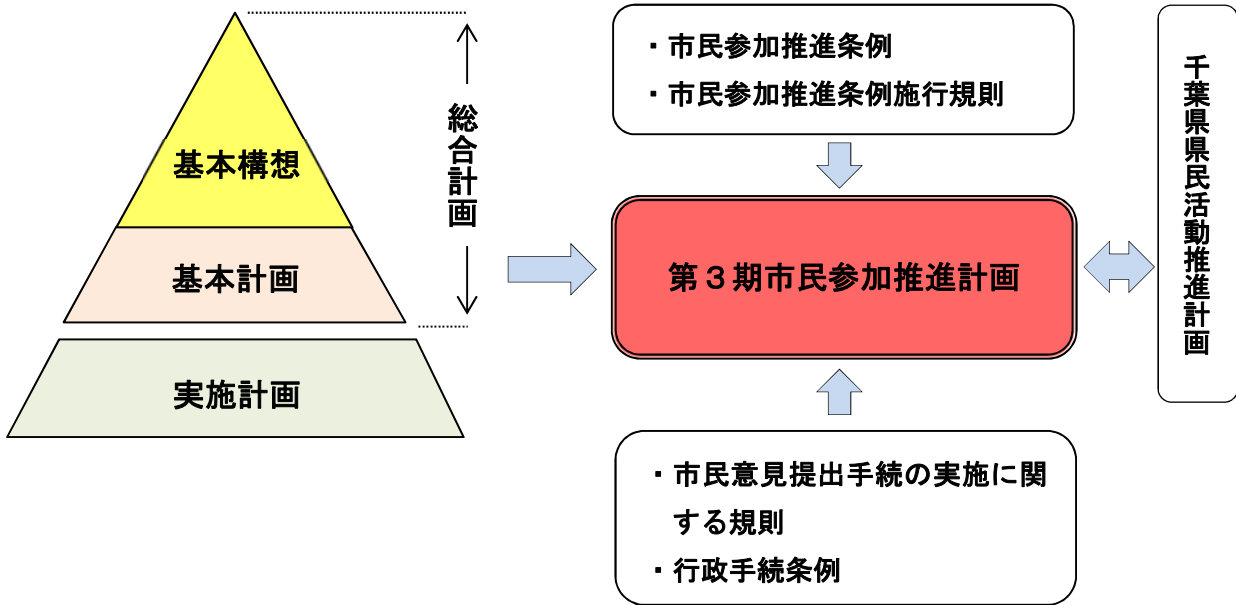
【市民参加推進体制図】



2. 計画の位置づけ

第3期市民参加推進計画は、市民参加推進条例第7条の規定に基づき、市民参加を総合的に推進していくため、「浦安市総合計画」とその他関連する計画と整合を図っています。

図表1. 計画の位置づけ



3. 計画期間

第3期市民参加推進計画は、本市のまちづくりの基本指針である「浦安市総合計画」と整合性を図るため、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況に応じて、適宜見直しを行います。

図表2. 計画期間

	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031	令和14 2032	令和15 2033	令和16 2034	令和17 2035	令和18 2036	令和19 2037	令和20 2038	令和21 2039	令和22 2040	令和22 2040								
総合計画 (基本構想)	20年間																				□	□								
総合計画 (基本計画)	第1期(10年間)										第2期(10年間)										□	□								
実施計画	第1次(3年間)			第2次(3年間)			第3次(3年間)			第4次(3年間)			第5次(3年間)			第6次(3年間)			第7次(3年間)			第8次(3年間)			第9次(3年間)			□	□	□
市民参加推進 計画	第2期	第3期(5年間)				第4期(5年間)				第5期(5年間)				第6期(5年間)				第7期(5年間)				第4期 策定	第5期 策定	第6期 策定	第7期 策定					

第2章 現状と課題

1. 市民参加について

市ではこれまで、行政の取り組みへの参加を促進するため、広報うらやすや市ホームページなど様々な媒体を活用し、行政情報やまちづくり活動の情報提供の充実を図るとともに、審議会等への市民公募委員の登用やパブリックコメント等の制度を実施してきました。

また、まちづくり活動への参加を促進するため、市民活動団体が活動を広報する機会として、イベントの実施や市民参加に関する意識醸成につながる講座を開催するとともに、うらやす市民大学や公民館などにより、まちづくりの担い手となる人材の育成・確保に取り組んできました。

しかしながら、行政の取り組みやまちづくり活動への参加について、その必要性を認識している一方で市民が参加する機会を知らないことや参加する方法が分からないといった意見が多くあり、市民参加の方法や機会が地域生活に広く浸透していないことから、情報提供や参加機会の充実が求められています。

2. まちづくり活動の支援について

市ではこれまで、まちづくり活動団体が主体的に活動に取り組んでいけるよう、広報うらやす、市ホームページ、市民活動センターホームページなど様々な広報媒体を活用し、情報発信を支援してきました。

また、団体の活動が継続・発展していけるように、市民活動補助金制度をはじめ、各種補助金制度などの創設や、団体のスキルアップを目的とした各種講座を開催するなど様々な支援を行ってきました。

しかしながら、資金面や会員の減少により活動の継続が困難となるケースも見受けられることから、団体独自の財源確保や担い手の育成支援が求められています。

3. 多様な主体間の連携について

市ではこれまで、市民・職員双方がまちづくりの当事者としての意識を高めていけるよう、市民向け講演会や職員向け講習会を実施するとともに、団体相互の連携、協力が促進されるよう、市民活動フェスティバルやつなぐプロジェクトを実施するなど、様々な支援を行ってきました。

また、企業、大学と包括連携協定を締結し、双方の資源を有効に活用することにより、地域の一層の活性化と市民サービスの向上を図っています。

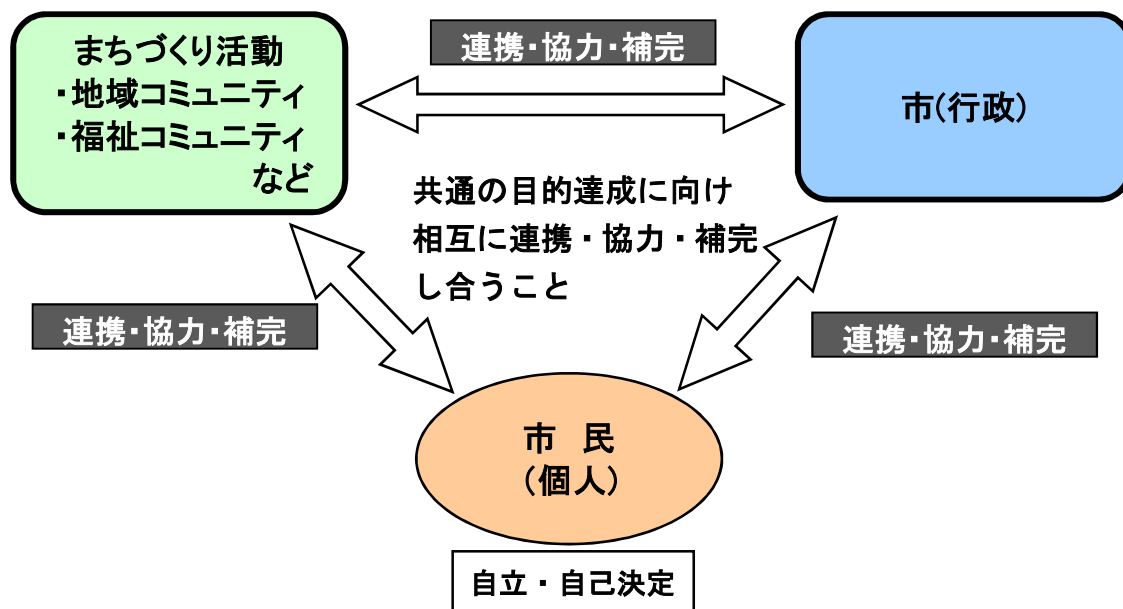
しかしながら、行政や他団体等との連携による事業を行ったことがないといった意見が多く、異なる立場の団体同士の連携が不足していることから、まちづくり活動への理解を深めるために必要な情報の共有や多様な主体が集う場づくり、市民・職員双方の意識醸成について、より一層の取り組みが求められています。

第3章 計画の全体像

第3期市民参加推進計画は様々な主体が連携・協力・補完し合いながら、「自分たちのまちは自分たちで良くする」という基本原則のもと、市民主体のまちづくりを体系的に推進していくための計画とします。

第3期市民参加推進計画における市民参加は、共通の目的達成に向けて、市民が主体となり、市の取り組みやまちづくり活動に参加するとともに、市、市民、地域コミュニティが連携・協力し、様々な分野の課題解決に向け、相互に補完し、共にまちづくりを進めていくものです。

図表3：市民参加の概念図



1. 策定にあたって

第2期市民参加推進計画では、基本目標の達成に向けて、4つの計画目標のもとで基本施策及び取り組み事項を示し、計画を実行してきました。

また、第3期市民参加推進計画を策定するにあたり、現状や課題などについて、附属機関である市民参加推進会議及び庁内調整機関である市民参加推進検討委員会において審議、検討を行ってきました。

これらの審議、検討に加え、本市の市民参加の現状と課題を把握するため、市民、団体、学校、法人、市職員を対象とした「市民参加に関する意識調査」を行うとともに、意識調査では把握しきれない活動の現状と課題や成果などを掘り下げることを目的に、まちづくり活動団体を対象として、グループインタビューを行うなど、様々な市民の方々のご意見を伺いながら策定しました。

2. 基本目標「自主・連携のまちづくり」

第3期市民参加推進計画では、「自主・連携のまちづくり」を基本目標に定め、市民が自立し主体的にまちづくりに参加するとともに、よりよい地域社会の実現に向け、市民、地域コミュニティ、市民活動団体、企業、大学などの多様な主体が共に考え、相互に補完し合いながら、さまざまな分野の課題解決に向けて知恵と力を結集し連携・協力によるよりよいまちづくりを目指していきます。

3. 重点プランの設定

【重点プラン①】

市民参加への理解や活動の促進に向けた支援

【重点プラン②】

市民と市が連携・協力・補完しあうまちづくりに向けた相互の意識醸成

「自主・連携のまちづくり」を実現していくためには、これまでの取り組みを検証しつつ、その中で見いだされた課題に対して重点的に対応していく必要があります。

第3期市民参加推進計画では、団体の活動継続に関する課題、市民参加機会の充実や意識醸成に関する課題の解決に向け、市民参加を一層進めていくための基盤となる「市民参加への理解や活動の促進に向けた支援」と、「市民と市が連携・協力・補完しあうまちづくりに向けた相互の意識醸成」の2項目を重点プランとして位置づけます。

4. 計画目標

第3期市民参加推進計画では、市民参加を体系的に推進していくために、4つの計画目標を掲げます。

【計画目標1】まちづくり活動を支援する

市民の自主性・自立性を尊重しながら、市民が行うまちづくり活動を支援し、活動を活性化していきます。

【計画目標2】まちづくり活動への参加を促進する

市民のまちづくり活動に対する関心を高め、市民主体のまちづくり活動への参加を促していきます。

【計画目標3】行政の取り組みへの参加を促進する

市民の行政への関心を高め、積極的な市民参加のもとで行政の取り組みを進めていきます。

【計画目標4】多様な主体によるまちづくりを推進する

市民と行政の意識を高め、市民、団体、学校、法人、行政など多様な主体の連携・協力・補完による地域課題の解決と地域づくりにつなげていきます。

第4章 基本施策と取り組み

1. 計画の体系



重点プラン ① 市民参加への理解や活動の促進に向けた支援
重点プラン ② 市民と市が連携・協力・補完しあうまちづくりに向けた相互の意識醸成

取り組み事項

(1) ① 情報発信の支援 ② 情報発信方法を学ぶ場の提供

(2) ① 課題解決に必要な講座等の実施 ② 市民活動補助金制度の見直し

(3) ① コーディネート機能の強化 ② 団体が交流する機会づくり
③ 学ぶ場の提供

(1) ① 情報内容と提供方法の工夫 ② 新たな情報提供方法の導入

(2) ① イベントや講座の充実 ② 活動を体験できる機会の拡充 ③ 相談の充実

(3) ① 学ぶ場の充実 ② 自治会への参加促進

(1) ① 情報を取得する機会の充実 ② 行政への参加に関する情報の提供
③ 情報公開の推進

(2) ① 情報収集手段の充実 ② 新たな情報収集手段の検討

(3) ① 参加手法の充実 ② 新たな参加手法の検討

(1) ① 多様な主体間の情報共有支援
② 連携・協力を促すための庁内への情報提供

(2) ① 多様な主体が集う場づくり ② 主体間の連携と相談機能の強化

(3) ① まちづくり活動補助金制度など既存の支援制度の見直し
② 市民活動センターなどの支援機能の充実
③ 地域資源の発掘・活用に向けた環境整備の推進

(4) ① 職員向け講習会の実施 ② 市民向け講演会の実施
③ 職員のまちづくり活動への関与促進

2. 重点プラン

【重点プラン①】市民参加への理解や活動の促進に向けた支援

自主・連携のまちづくりの推進に向け、市民と市が連携・協力してまちづくりを進めていくためには、市民参加への理解やまちづくり活動の促進に向けた支援が必要となります。

多様な分野で活動を行っているまちづくり活動団体がその活動を継続し、発展させていくためには、団体自らの活動が地域社会から広く認知、信頼され、定着していくことが重要です。

そのため、市では、まちづくり活動団体が主体的に活動に取り組めるよう、市民活動補助金制度やまちづくり活動補助金制度など、各種補助金制度の創設や、団体相互の連携・協力が促進されるよう、市民活動フェスティバルやつなぐプロジェクトを実施するなど様々な支援を行ってきました。

しかしながら、団体独自の財源確保や担い手の育成が多く団体に共通する課題として挙げられており、資金面や会員の減少により活動の継続が困難となるケースも見受けられます。

このようなことから、団体自らの活動情報の発信方法や財政面、人材面等の運営基盤の強化につながる支援を行い、まちづくり活動を支援するとともに、まちづくり活動への参加を促進するために、情報提供を充実させるほか、まちづくり活動に参加する機会の充実や担い手の育成・確保を行います。

重点プラン①

市民参加への理解や活動の促進に向けた支援

(関連する基本施策)

計画目標

計画目標1
まちづくり活動を支援する

計画目標2
まちづくり活動への参加を促進する

基本施策

- (1) 情報発信支援の充実
- (2) 運営基盤強化等の支援
- (3) 団体相互の連携・協力の促進

- (1) 情報提供の充実
- (2) 活動に参加する機会の充実
- (3) 担い手の育成・確保

【重点プラン②】 市民と市が連携・協力・補完しあうまちづくりに向けた相互の意識醸成

自主・連携のまちづくりの推進に向け、市民と市が連携・協力・補完してまちづくりを進めていくためには、まちづくり活動団体、企業、大学など様々な主体が連携して地域課題解決に向けた事業を検討、実施していくことが必要となります。

そのため、行政の取り組みへの参加促進の取り組みとして、広報うらやすなど様々な媒体を活用し、行政情報やまちづくり活動の情報提供の充実を図るとともに、審議会等への市民公募委員の登用やパブリックコメント等の制度を実施してきました。

また、市民・職員双方がまちづくりの当事者としての意識を高めていけるよう、市民向け講演会や職員向け講習会を実施するほか、企業、大学と包括連携協定を締結し、双方の資源を有効に活用することにより、地域の一層の活性化と市民サービスの向上を図っています。

しかしながら、行政の取り組みやまちづくり活動への参加について、必要性を認識している一方で市民が参加する機会を知らないことや参加する方法が分からないといった意見があることから、行政情報の提供や行政の取り組みへの参加機会の充実が求められているとともに、まちづくり活動への理解を深めるために必要な情報の共有や多様な主体が集う場づくり、市民・職員双方の意識醸成についても、より一層の取り組みが求められています。

このようなことから、行政の取り組みへの参加を促進するため、行政情報の提供や参加機会の充実を図るとともに、相互協力を育む環境づくりや市民と職員が学ぶ機会の充実を図りながら多様な主体によるまちづくりを推進していきます。

重点プラン②

市民と市が連携・協力・補完しあうまちづくりに向けた相互の意識醸成

(関連する基本施策)

計画目標

計画目標3

行政の取り組みへの参加を促進する

計画目標4

多様な主体によるまちづくりを推進する

基本施策

- (1)行政情報提供の充実
- (2)市民・地域に関する情報の把握
- (3)参加機会の充実

- (1)情報を生かす仕組みづくり
- (2)相互協力を育む環境づくり
- (3)手法・体制の確立
- (4)市民と職員が学ぶ機会の充実

3. 基本施策と取り組み事項

計画目標 1 まちづくり活動を支援する

自主・連携のまちづくりの推進に向け、市民と市が連携・協力・補完してまちづくりを進めていくためには、市民参加への理解やまちづくり活動の促進に向けた支援が必要となります。

これまで市では、まちづくり活動団体が主体的に活動に取り組めるよう、市民活動補助金制度やまちづくり活動補助金制度など、各種補助金制度の創設や団体相互の連携・協力が促進されるよう、市民活動フェスティバルやつなぐプロジェクトを実施するなど様々な支援を行ってきましたが、資金面や会員の減少により活動の継続が困難となるケースが見受けられることから、効果的な情報発信や団体独自の財源確保が求められています。

このようなことから、団体自らの活動情報の発信方法や財政面、人材面等の運営基盤の強化につながる支援を行うとともに、団体相互の連携・協力を促進していくための支援を行います。

基本施策（1）情報発信支援の充実

まちづくり活動に対する市民の理解を深め、活動を活性化していくために、団体の目的や取り組み状況などの情報を発信に関する支援を行うとともに、団体の運営基盤強化につながるよう、課題解決に必要な講座を実施します。

取り組み事項① 情報発信の支援

団体が効果的な情報発信を行えるよう、市民活動センターホームページや市ホームページへの掲載を行うとともに、各種イベントやSNSを活用し、情報発信機会の充実を図ります。

取り組み事項② 情報発信方法を学ぶ場の提供

団体が情報発信を効果的に行えるよう、ホームページやチラシの作成方法、SNSを活用した情報発信の方法などを学ぶ講座を開催します。

基本施策（２）運営基盤強化等の支援

団体の抱える課題の解決や運営基盤を強化し、活動を継続・発展していけるよう各種講座等を実施するとともに、団体が行う公益性の高い事業に対して支援を行う、市民活動補助金制度の見直しを図ります。

取り組み事項① 課題解決に必要な講座等の実施

団体が安定的かつ継続的に活動が行えるよう、団体の抱える人材面や財政面など様々な課題の解決につながる各種講座等を実施します。

取り組み事項② 市民活動補助金制度の見直し

団体の自立や活動の活性化につながるよう、制度の趣旨や内容を積極的に周知するとともに、募集内容や時期について、団体が利用しやすい制度となるよう必要に応じて見直しを図ります。

基本施策（３）団体相互の連携・協力の促進

様々な分野で活動する団体が、双方の資源を持ち寄り、連携・協力を図りながら活動を継続・発展していけるよう、コーディネート機能の強化を図るとともに、団体が交流する機会づくりや学ぶ場の提供を行います。

取り組み事項① コーディネート機能の強化

市民活動センターなどを中心として、団体からの相談に対する調整や助言などを行うコーディネート機能を強化します。

取り組み事項② 団体が交流する機会づくり

様々な団体が出会い、交流する機会づくりとして「市民活動フェスティバル」の開催やこれから活動を始める市民や団体を結びつけるため「夏休みボランティア」などを実施するとともに、地域課題の解決や団体相互の信頼関係が構築されるよう「つなぐプロジェクト」など団体が交流する機会づくりの充実を図ります。

取り組み事項③ 学ぶ場の提供

市民活動に対して興味を持ってもらい、地域で活動をはじめるときかけにつながる講演会や講座等を実施します。

計画目標 2 まちづくり活動への参加を促進する

市民と市が連携・協力してまちづくりを進めていくためには、市民が主体的にまちづくりの担い手としてまちづくり活動に参加していくことが必要となります。

これまで市では、市民のまちづくり活動への関心を高め参加を促進するために、広報うらやすや市民活動センターホームページなど様々な媒体を活用し、情報発信を行うとともに、講演会や各種講座等において、人材の育成や確保に努めてきました。

しかしながら、まちづくり活動への参加について、必要性は認識している一方で市民が参加する機会を知らないことや参加する方法が分からないといった意見があることから、情報提供や参加機会の充実が求められています。

このようなことから、引き続きまちづくり活動への参加を促進するため、情報提供の充実や活動に参加する機会の充実を図るとともに、担い手の育成や確保を行います。

基本施策（1）情報提供の充実

市民のまちづくり活動への関心を高め参加を促進するため、理解しやすい情報を提供するとともに、これからまちづくり活動をはじめようとする市民が情報を得やすいような、新たな情報提供方法の導入に向けた取り組みを行います。

取り組み事項① 情報内容と提供方法の工夫

市民活動センターホームページやメールマガジン、市民活動広報誌などの発行を行い、まちづくり活動の情報を提供するとともに、団体が作成したチラシやポスターについて、市民活動センターをはじめとした様々な場所に掲示し、情報を広く提供します。

取り組み事項② 新たな情報提供方法の導入

これまでのような情報を一方的に発信するような提供方法に加え、双方向の伝達が行えるソーシャルメディアを活用するなど、市民がまちづくり活動に関する情報を得やすい提供方法を導入します。

基本施策（２）活動に参加する機会の充実

市民がまちづくり活動に積極的に参加できるよう、団体が活動内容を紹介するイベントの実施やこれから活動を始めようとする市民がまちづくり活動にふれる機会の充実を図るとともに、まちづくり活動に関する相談機能の充実を図ります。

取り組み事項① イベントや講座の充実

市民活動に対する理解を深め、交流する場づくりとして実施している「市民活動フェスティバル」や市民活動センター内で実施する団体の活動紹介を行う「市民活動ひろば」など、各種イベントや講座について、より多くの市民が参加できるよう、開催場所や周知方法について検討し、市民がまちづくり活動にふれる機会の充実を図ります。

取り組み事項② 活動を体験できる機会の拡充

まちづくり活動を始めるきっかけづくりとして実施する「夏休みボランティア」などについて、将来のまちづくり活動の担い手となる学生が参加しやすいよう実施内容や周知方法を検討し、活動を体験できる機会の拡充を図ります。

取り組み事項③ 相談の充実

これから活動に参加しようとする市民が積極的にまちづくりに参加できるよう、関連するまちづくり活動団体の紹介を行うなど、相談機能の充実を図ります。

市民活動フェスティバルの様子



夏休みボランティアの様子



基本施策（3）担い手の育成・確保

まちづくり活動を継続・発展させていくため、市民の学ぶ場の充実を図るとともに、地域コミュニティの中心となる自治会活動についても積極的な参加を促進し、まちづくり活動の担い手育成、確保に努めます。

取り組み事項① 学ぶ場の充実

より多くの市民がまちづくり活動に対し、関心を持つことができるよう、地域で活動を始めるときかけにつながる講演会や各種講座において、これまでの経験や知識等をボランティアとして提供し、地域課題の解決につなげる「プロボノ」の取り組みを周知し、まちづくり活動の担い手の育成、確保に努めます。

取り組み事項② 自治会への参加促進

地域コミュニティの中心となる自治会活動に、より多くの市民が自主的・自発的に参加できるよう、地域コミュニティの理解と関心を高める周知・啓発に取り組み、まちづくり活動の担い手の育成、確保に努めます。

市民向け講演会の様子



まちづくり講座の様子



計画目標 3 行政の取り組みへの参加を促進する

自主・連携のまちづくりを推進していくためには、市民が行政サービスを受けるだけではなく、地域課題や市民活動に関心を持ち、積極的に行政の取り組みに参加していくことが必要となります。

これまで、行政の取り組みへの参加を促進するため、広報うらやすや市ホームページなど様々な媒体を活用し、行政情報やまちづくり活動の情報提供の充実を図るとともに、審議会等への市民公募委員の登用やパブリックコメント等の制度を実施してきました。

しかしながら、行政の取り組みやまちづくり活動への参加について、必要性を認識している一方で市民が参加する機会を知らないことや参加する方法が分からないといった意見があることから、情報提供や参加機会の充実が求められています。

このようなことから、行政の取り組みへの参加を促進するため、行政情報の提供や参加機会の更なる充実を図るとともに、市民の行政に対する意見や地域における課題の把握に取り組みます。

基本施策（1）行政情報提供の充実

行政の取り組みへの参加を促進するため、様々な広報媒体を通じて情報を取得する機会の充実や行政への参加に関する情報提供を行うとともに、情報公開の推進に努めます。

取り組み事項① 情報を取得する機会の充実

広報うらやすや市ホームページなど様々な広報媒体のほか、地域の掲示板や自治会の回覧版など、様々な媒体を活用して情報提供を行います。

取り組み事項② 行政への参加に関する情報の提供

市民参加の状況について、様々な広報媒体を活用してお知らせするとともに、ソーシャルメディアを活用するなど、市民が情報を得やすい方法により情報提供を行います。

取り組み事項③ 情報公開の推進

引き続き、行政情報の公開を図るとともに、審議会等の結果などについては速やかに議事録等を作成し、公表するよう努めます。

基本施策（２）市民・地域に関する情報の把握

市民が行政の取り組みに積極的に参加できるよう、情報収集手段の充実を図り、様々な機会を通じて市民の多様なニーズや意見などを把握するとともに、参加機会の充実を図ります。

取り組み事項① 情報収集手段の充実

市長への手紙や市民意識調査、インターネット市政モニターなどを活用するとともに、自治会や老人クラブなどから寄せられる様々な分野における市への意見や要望を聴取するなど、市民の多様なニーズを把握し、行政運営に反映します。

取り組み事項② 新たな情報収集手段の検討

社会環境の様々な変化により発生する、新たな市民ニーズや意見などを適切に把握し、市民参加の裾野を広げられるよう、双方向の伝達が行えるソーシャルメディアを活用するなど、新たな情報収集手段を検討します。

基本施策（３）参加機会の充実

市民の意見を取り入れながら行政運営を進めていくために、企画立案、実施、評価などの各過程において、市民が参加できる機会を確保していくとともに、より多くの市民の声を取り入れていくため、参加手法の充実を図りながら新たな参加手法の検討を行います。

取り組み事項① 参加手法の充実

市民から行政への参加機会を確保するために実施するパブリックコメントや審議会等への市民公募委員の登用などを引き続き進めるとともに、より市民が参加しやすくなるよう参加手法の充実を図ります。

取り組み事項② 新たな参加手法の検討

新たな感染症リスクの増大などにより、市民参加の手法が変化していくことを想定し、市民が行政運営に参加する新たな手法を検討します。

計画目標 4 多様な主体によるまちづくりを推進する

自主・連携のまちづくりの推進に向け、市民と市が連携・協力・補完してまちづくりを進めていくためには、まちづくり活動団体、企業、大学など多様な主体が連携して地域課題解決に向けた事業を検討、実施していくことが必要となります。

これまで市では、市民・職員双方がまちづくりの当事者としての意識を高めたいけるよう、市民向け講演会や職員向け講習会を実施するとともに、団体相互の連携、協力が促進されるよう、市民活動フェスティバルやつなぐプロジェクトを実施するなど、団体をつなぐための支援を行ってきました。

また、企業、大学と包括連携協定を締結し、双方の資源を有効に活用することにより、地域の一層の活性化と市民サービスの向上を図っています。

しかしながら、行政や他団体等との連携による事業を行ったことがないといった意見が多くあることから、まちづくり活動への理解を深めるために必要な情報の共有や多様な主体が集う場づくり、市民・職員双方の意識醸成について、より一層の取り組みが求められています。

このようなことから、情報を生かす仕組みづくりや相互協力を育む環境づくりに取り組むとともに、市民、職員双方の意識を高めたいけるよう、市民と職員が学ぶ機会の充実を図ります。

基本施策（1）情報を生かす仕組みづくり

まちづくり活動団体、企業、大学など多様な主体が持つ情報を共有できるよう支援を行うとともに、庁内に対しても連携事業に関する情報などを提供します。

取り組み事項① 多様な主体間の情報共有支援

まちづくり活動団体、企業、大学など多様な主体が持つ情報を共有できるよう、市民活動センターを拠点として、様々な情報共有支援を行います。

取り組み事項② 連携・協力を促すための庁内への情報提供

各課で実施している市民参加に関する事業の事例紹介やまちづくり活動団体が行っている活動内容について、庁内に向けた情報提供を行います。

基本施策（２）相互協力を育む環境づくり

多様な主体によるまちづくりを推進するため、まちづくり活動団体、企業、大学など多様な主体が地域の現状や団体の特性を把握し、課題解決に結び付けられるよう、多様な主体が集う場づくりを行うとともに、行政や団体の連携と相談機能を強化します。

取り組み事項① 多様な主体が集う場づくり

地域課題の解決に向けた情報交換や課題の共有が図られるよう、まちづくり活動団体、企業、大学など多様な主体が集う場づくりとして、「つなぐプロジェクト」や「まちづくり活動補助金制度」などを活用した連携事業を引き続き実施します。

取り組み事項② 主体間の連携と相談機能の強化

市民参加を推進していく際の課題について、必要に応じ専門家の立場からの助言等を行うアドバイザー事業を引き続き実施し、相談機能の強化に努めます。

基本施策（３）手法・体制の確立

市とまちづくり活動団体が連携して行う事業に関する支援の手法、体制を確立し、多様な主体が連携して地域課題の解決に取り組めるようにします。

取り組み事項① まちづくり活動補助金制度など既存の支援制度の見直し

様々なまちづくり活動に取り組む団体が連携・協力して事業や活動が行えるよう、まちづくり活動補助金制度などの趣旨や内容を積極的に周知するとともに、既存の支援制度についても必要に応じて見直しを図ります。

取り組み事項② 市民活動センターなどの支援機能の充実

様々な分野で活動する市民活動団体、大学や企業などの多様な主体が、まちづくり活動に関する情報の共有を行うとともに、連携・協力しながら様々な活動を行えるよう市民活動センターなど支援機能の充実を図ります。

取り組み事項③ 地域資源の発掘・活用に向けた環境整備の推進

団体や個人が保有する活用可能な遊休資産や能力を他の団体や個人等も利用可能とする経済活動である「シェアリングエコノミー」を活用するなど、地域資源の発掘・活用に向けた環境整備を推進します。

基本施策（４）市民と職員が学ぶ機会の充実

市民と職員の双方がまちづくりの当事者としての意識の醸成が図られるよう、職員向け講習会や市民向け講演会を実施するとともに、業務を通じて得られた経験や知識等をボランティアとして提供できるよう、職員のまちづくり活動への関与促進に取り組みます。

取り組み事項① 職員向け講習会の実施

職員が市民活動の意義や目的を理解し、行政施策に結び付けていくことができるよう、職員向けの講習会を引き続き実施します。

取り組み事項② 市民向け講演会の実施

市の抱える地域課題の現状を広く伝えるとともに、市民の一人ひとりがまちづくりの当事者であることの意識醸成が図られるよう、市民向けの講演会を実施します。

取り組み事項③ 職員のまちづくり活動への関与促進

業務を通じて得られた経験や知識等をボランティアとして提供し、地域課題の解決につなげる「プロボノ」の取り組みを講習会などにより周知し、まちづくり活動への関与を促進します。

職員向け講習会の様子



第5章 推進体制及び進行管理

市民と行政は、共にまちづくりの当事者であるという意識を持ち、それぞれの役割の中で計画に示された取り組みを進めていくことが大切です。

また、着実に推進していくためには、継続的に取り組みを評価・検証し見直しを図っていくことが必要となります。

第3期市民参加推進計画は、市民と市が連携・協力しながら進めていく計画とし、附属機関である市民参加推進会議及び庁内調整機関である市民参加推進検討委員会で、取り組みの評価・検証を行います。

1. 推進体制

①市民・まちづくり活動団体・市との相互協力による計画の推進

市民・まちづくり活動団体・市がそれぞれの役割のもとに、市民参加によるまちづくりに取り組みます。

②市民活動センターの運営

中間支援組織としての機能を高め、関係機関と連携を図りながら、市民が行う公益的な活動の支援に取り組みます。

2. 進行管理

①市民参加推進会議の運営

市民参加を適正に推進していくことを目的に設置された附属機関（市民参加推進条例第11条）として、市民参加推進計画に関する事項、市民参加の進捗状況や推進に関する事項について、審議します。

②市民参加推進検討委員会の運営

市民参加推進の基本的な事項及び重要事項について調査検討することを目的に設置された庁内調整機関として、市民参加の総合調整及び実施促進に関する事項について、庁内で検討・調整を行います。

資料編

資料編—目次

1	用語解説	23
2	計画策定の経過	27
3	審議機関委員編成	28
4	市民参加に関する意識調査の主な結果及び まちづくり活動団体グループインタビューでの主な意見	29
5	市民意見提出手続（パブリックコメント）実施結果	51
6	浦安市市民参加推進条例	52
7	浦安市市民参加推進条例施行規則	57
8	浦安市市民意見提出手続の実施に関する規則	60
9	浦安市行政手続条例（第6章 意見公募手続等 抜粋）	63

1 用語解説

用語	解説
[あ行]	
意見公募手続	行政の公正の確保と透明性の向上を図るため、市が規則や審査基準などを制定する際に、事前にその案と関連する資料を公表し、意見や情報を募集する手続。
NPO(エヌピーオー)	「Non Profit Organization (ノンプロフィット オーガナイゼーション)」の略。一般的に、「営利を目的としない民間団体」の総称として使われている。 NonProfit=非営利 Organization=団体
NPO法人	「特定非営利活動促進法(通称「NPO法」)」に基づき、都道府県又は指定都市により認証され、法務局への法人登記を済ませた法人のことで、正式には「特定非営利活動法人」という。
[か行]	
共催	まちづくり活動団体と行政が、共に主催者(事業主体)となって、「共同主催者」として事業に取り組む方法。
後援	まちづくり活動団体が主催者となり行う事業について、行政に対してもその実施が行政の目的に合致する場合、「浦安市・浦安市教育委員会」が後援名義の使用を認めて名を連ね、まちづくり活動団体の取り組みを支援する方法。
[さ行]	
市民意見提出手続	実施機関が政策、施策又は事業を行うに当たり、その目的、内容その他の事項を公表し、広く市民の意見を募集する手続。
市民活動	特定のテーマ分野においてまちづくりの一助となる公益的な活動。
市民活動補助金制度	地域で抱える社会的課題の解決や、よりよい市民生活の実現のために、市民活動団体が自ら企画立案し実施する事業について、公益性

	や実行性などが認められたものに対し、市がその事業費の一部を補助することにより、自主性のある市民活動と市民活動団体の自立を促進させるための制度。
市民活動フェスティバル	市民活動団体が、活動内容の展示、実演及び来場者による体験の場を提供することによって、市民に広く活動をアピールする場とし、市民活動の啓発および活性化を図ることを目的として開催する事業。
市民参加	市民が市政に参加し、まちづくり活動に参加すること。
審議会等	地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するもの。
ソーシャルメディア	インターネットを通じて不特定多数の利用者が情報をやり取りする媒体。
[た行]	
特定非営利活動	<p>特定非営利活動促進法別表に掲げられている特定の分野に類する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動。</p> <p>(別表)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ② 社会教育の推進を図る活動 ③ まちづくりの推進を図る活動 ④ 観光の振興を図る活動 ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ⑦ 環境の保全を図る活動 ⑧ 災害救援活動 ⑨ 地域安全活動 ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

	<p>⑪ 国際協力の活動</p> <p>⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動</p> <p>⑬ 子どもの健全育成を図る活動</p> <p>⑭ 情報化社会の発展を図る活動</p> <p>⑮ 科学技術の振興を図る活動</p> <p>⑯ 経済活動の活性化を図る活動</p> <p>⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</p> <p>⑱ 消費者の保護を図る活動</p> <p>⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p> <p>⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動</p>
つなぐプロジェクト	<p>市民活動団体と地域活動団体・学校・事業者・行政が連携し、プログラムを実施することで、団体単独で行うより更に効果的に地域課題解決あるいは改善が行われることを目的に実施する事業。</p> <p>団体が連携することで団体相互の信頼関係が構築され、その関係は新たな事業や連携を生み出し、ますます地域活性化が促進される。</p>
[な行]	
夏休みボランティア	<p>市民活動団体の活動を体験することで、ボランティアなどの市民活動への理解を深めるとともに、今後の市民活動への積極的な参加、関わりを促すことを目的に実施する事業。</p>
[は行]	

非営利活動	活動により生じた利益を設立者や会員などに分配しない活動。
プロボノ	業務を通じて得られた経験や知識等をボランティアとして提供し、地域課題の解決につなげる活動。
ボランティア活動	個人の自発的な意思に基づき、他人や社会に貢献する活動。
[ま行]	
まちづくり活動	ボランティア活動、特定非営利活動、その他の公益的な活動であって、市民が組織するまちづくりの推進を目的とした活動。
まちづくり活動団体	市民活動団体、地域活動団体、法人市民団体。 (具体例) ・市民活動団体 特定のテーマ分野での公益的活動を担うNPO団体やボランティア活動団体など。 ・地域活動団体 特定の地域での公益的活動を担う自治会や子ども会・老人クラブ・PTA、マンション管理組合など。 ・法人市民団体 営利を目的としない公益的活動を行う場合の民間企業や大学等の公益法人団体など。
まちづくり活動補助金	市とまちづくり活動団体が連携及び協力し、地域の課題、行政の課題を解決するために、まちづくり活動団体等から事業を募集し、市とまちづくり活動団体が事業を実施する制度。

2 計画策定の経過

実施時期	実施項目	実施内容
令和2年1月21日	市民参加推進会議	・市民参加のあり方、推進方法について ・第3期市民参加推進計画策定スケジュール(案)について
令和2年2月27日	市民参加推進検討委員会	・第2期市民参加推進計画の取り組みと実績について
令和2年3月3日	市民参加推進会議	・第3期市民参加推進計画策定スケジュール(案)について
令和2年5月8日	市民参加推進検討委員会	・第3期市民参加推進計画策定スケジュール(案)について
令和2年5月28日	市民参加推進会議	・市民参加に関する意識調査及び団体グループインタビューについて
令和2年10月8日	市民参加推進検討委員会	・市民参加に関する意識調査及び団体グループインタビューの内容について
令和2年10月21日	市民参加推進会議	
令和2年11月13日 ～12月4日	市民参加に関する意識調査	・市民、団体、学校、法人、市職員を対象に実施
令和2年11月27日	市民参加推進検討委員会	・第3期市民参加推進計画（構成案）の審議
令和2年12月8日	市民参加推進会議	
令和2年12月11日 令和2年12月14日	まちづくり活動団体グループインタビュー	・書面での市民意識調査に加え、市内のまちづくり活動団体を対象に実施
令和2年12月25日	市民参加推進検討委員会	・第3期市民参加推進計画（素案）の審議
令和3年1月14日	市民参加推進会議	
令和3年2月1日 ～3月2日	パブリックコメント	・第3期市民参加推進計画（素案）についての意見募集
令和3年3月8日	市民参加推進検討委員会	・パブリックコメント結果の報告 ・第3期市民参加推進計画の報告
令和3年3月16日	市民参加推進会議	

3 審議機関委員編成

市民参加推進会議（市民参加推進条例に基づく附属機関）

会 長： 関谷 昇 学識経験者（千葉大学）
副会長： 野田 哲由 学識経験者（了徳寺大学）
委 員： 友利 厚夫 学識経験者（明海大学）
若月 宏治 団体代表者（浦安市社会福祉協議会）
塩谷 祐司 団体代表者（自治会連合会）
平尾 徳行 団体代表者（特定非営利活動法人浦安まちづくりネット）
村瀬 恵子 市民公募
前田 喜久栄 市民公募
男全 寛子 市民公募

市民参加推進検討委員会（庁内検討機関）

委員長：市民経済部長
委 員：総務部次長
企画部次長
財務部次長
市民経済部次長
福祉部次長
健康こども部次長
環境部次長
都市政策部次長
都市整備部次長
教育総務部次長
生涯学習部次長
消防本部次長

4 市民参加に関する意識調査の主な結果及びまちづくり活動団体グループインタビューでの主な意見

第3期市民参加推進計画策定にあたり実施した「市民参加に関する意識調査」の主な結果、及び「まちづくり活動団体グループインタビュー」で出された主な意見を計画目標1～4の観点からまとめた。

◎調査の概要

【市民参加に関する意識調査】

① 調査目的

第3期市民参加推進計画の策定にあたり、市民や自治会などのまちづくり活動を行う団体の意識が平成27年3月の第2期市民参加推進計画策定からどのように変化しているのか、また、これまでの取り組みの成果と課題を把握し、計画策定に反映することを目的に調査を実施する。

② アンケート調査概要

5種類のアンケート調査を、以下の方法により実施した。

	市民	団体	学校	法人	市職員
調査対象者	18歳以上の市民	市民活動センター利用承認団体、自治会 老人クラブ	市内の公立 小学校 中学校	市内法人	行政職員
対象数	3,000人	367団体	26校	100団体	870人
抽出方法	無作為抽出	該当団体 全てを対象	該当学校 全てを対象	公開情報等 もとに抽出	該当者 全てを対象
調査方法	郵送配布・回収				庁内 システム
調査期間	令和2年11月13日～12月4日				

*団体対象数内訳：市民活動センター利用承認団体 233 団体 自治会 84 団体
老人クラブ 50 団体

③回収結果

	市民	団体	学校	法人	市職員	計
対象数	3,000	367	26	100	870	4,363
回収数	1,616	305	24	47	502	2,494
回収率(%)	53.9	83.1	92.3	47	57.7	57.2

【まちづくり活動団体グループインタビュー】

① 調査目的

第3期市民参加推進計画策定に伴い実施する書面での市民意識調査に加え、市内のまちづくり活動団体を対象としたグループインタビューを開催し、まちづくり活動の現状と課題把握を行い、第3期計画に反映することを目的とする。

②インタビュー調査の概要

	実施時期	テーマ	参加団体/人数
①	令和2年12月11日 13時30分～15時30分	①まちづくり活動の現状と課題 ②多様な主体によるまちづくりに向けて	4団体
②	令和2年12月14日 10時～12時		5団体
③	令和2年12月14日 13時30分～15時30分		4団体
①～③の合計			13団体

③参加団体

- ・ NPO キラキラ応援隊
 - ・ Prism！プリズム
 - ・ チーム530
 - ・ 新浦安マジックサークル
 - ・ スマイル♡こども食堂浦安
 - ・ ENJOY CAP
 - ・ じいじいクッキング
 - ・ 楽ねっと
 - ・ オカリナ・アンサンブル・ファンタジア
 - ・ ルフラン
 - ・ 特定非営利活動法人 アリスのうさぎ
 - ・ いきいきノルディック
 - ・ 浦安三番瀬を大切に作る会
- (順不同、敬称略)

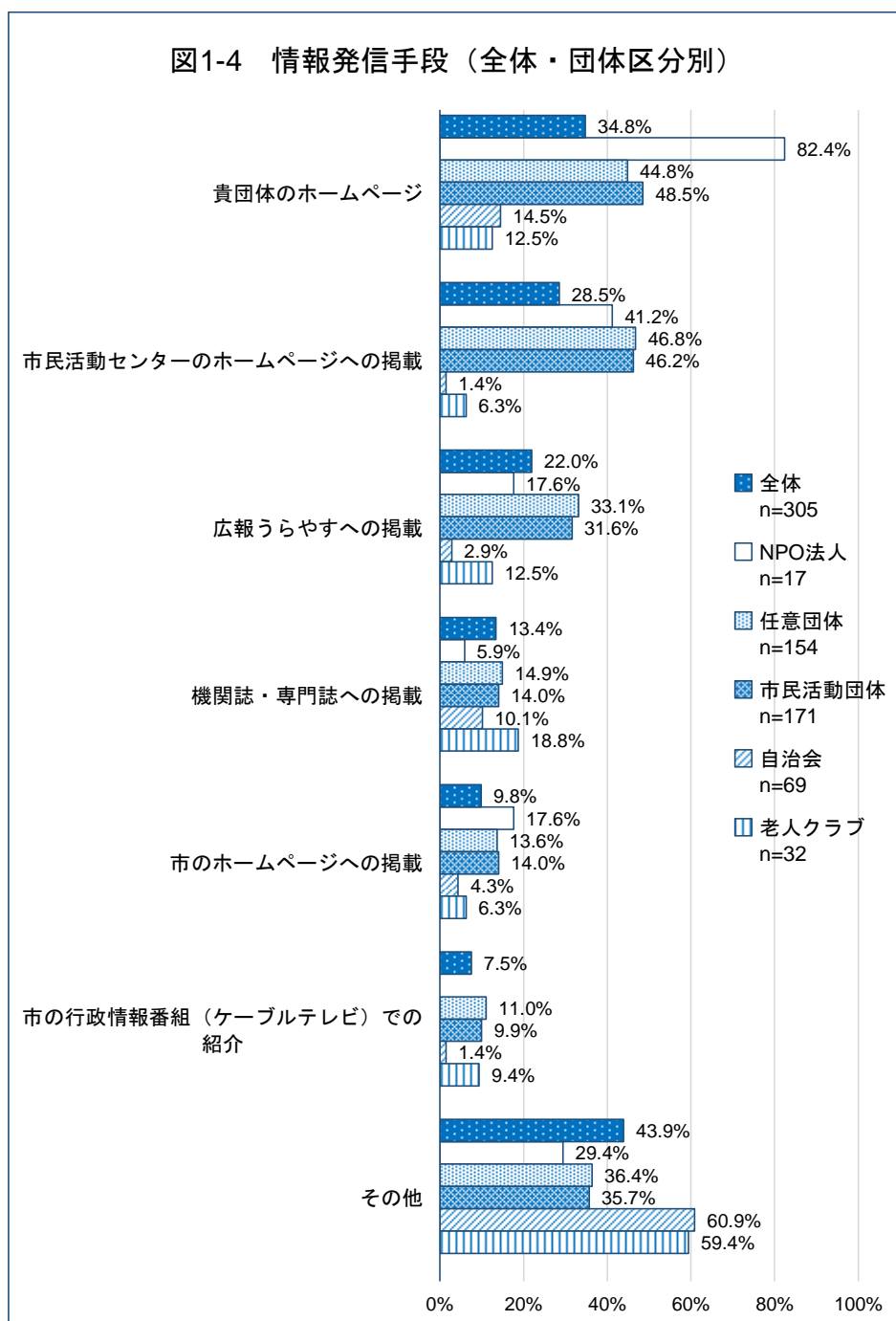
◎市民参加に関する意識調査の主な結果

【計画目標1】まちづくり活動を支援する

・団体からの情報発信方法（調査対象：団体）

団体に関する情報発信方法については、「その他」（43.9%）が最も高く、自治会の会報や回覧板・掲示板のほか、市民活動団体などでは、SNSでの情報発信と会員向けのグループメール等、ネットの活用を記載している。

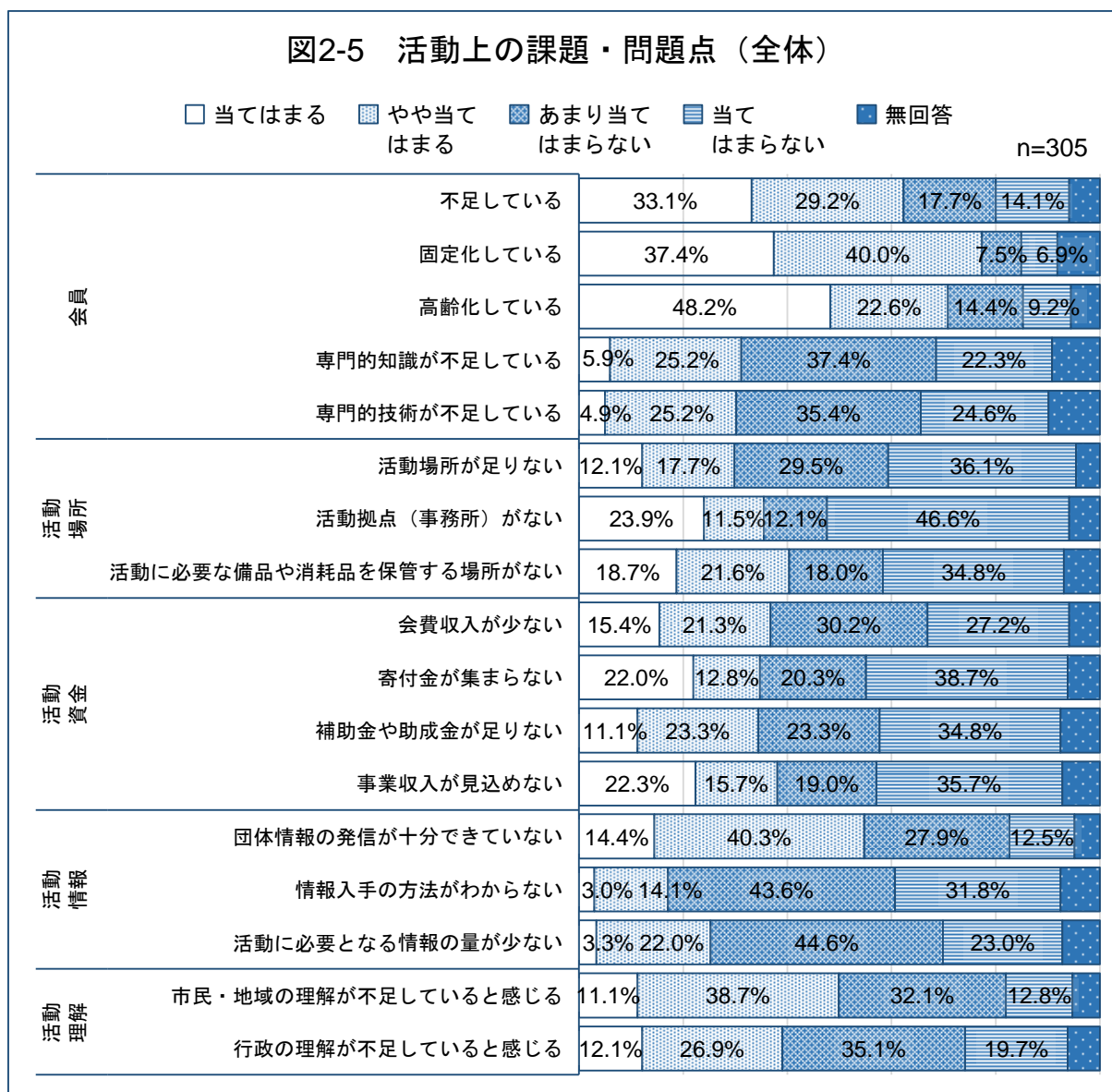
次いで高いのは、「貴団体のホームページ」（34.8%）と「市民活動センターのホームページへの掲載」（28.5%）で、特にNPO法人の団体ホームページは8割を超えている（図1-4）。



・活動上の課題や問題点（調査対象：団体）

活動上の課題や問題点については、「会員が固定化している」（77.4%）が最も高く、次いで「会員が高齢化している」（70.8%）、「会員が不足している」（62.3%）となっている。

さらに「団体情報の発信が十分できていない」（54.8%）、「市民・地域の理解が不足していると感じる」（49.8%）と続いている

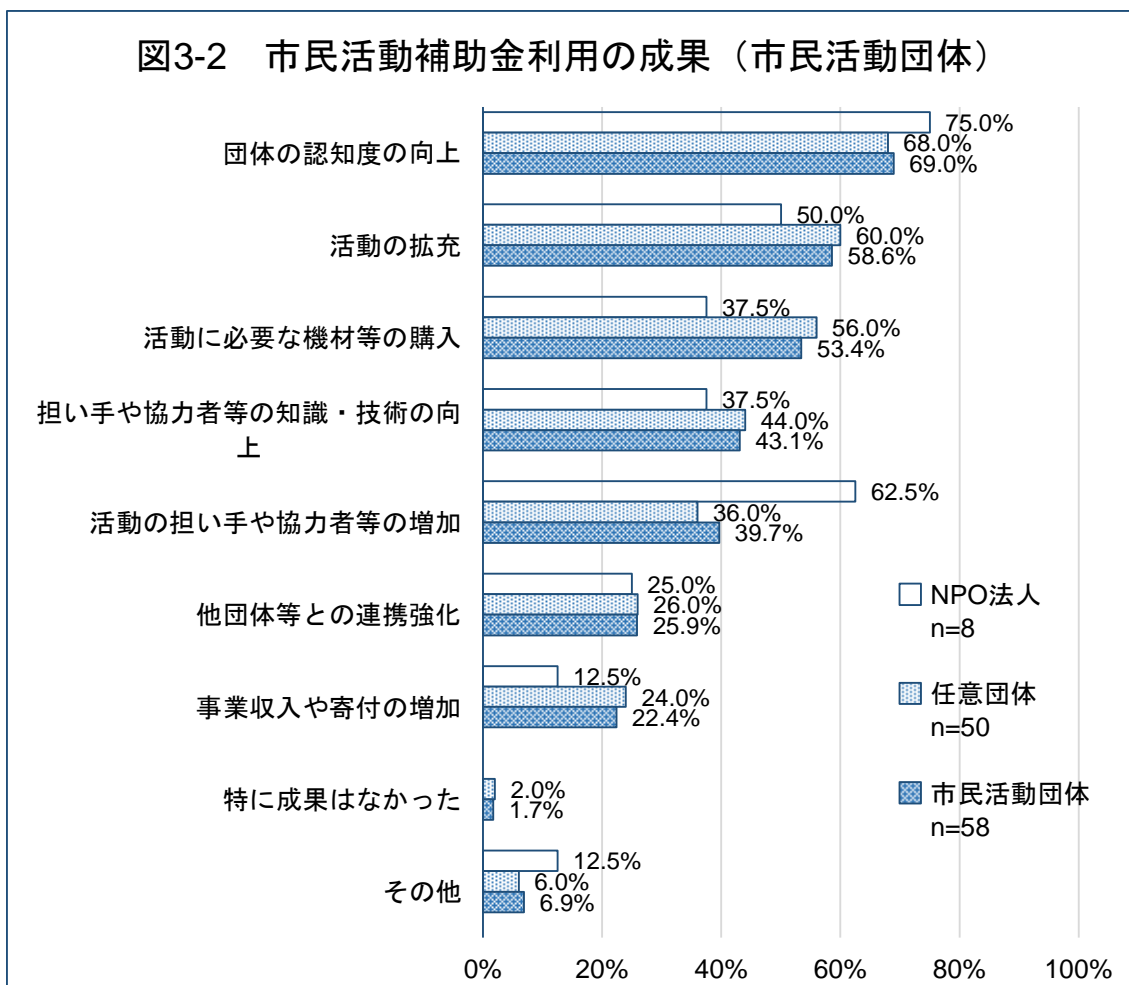
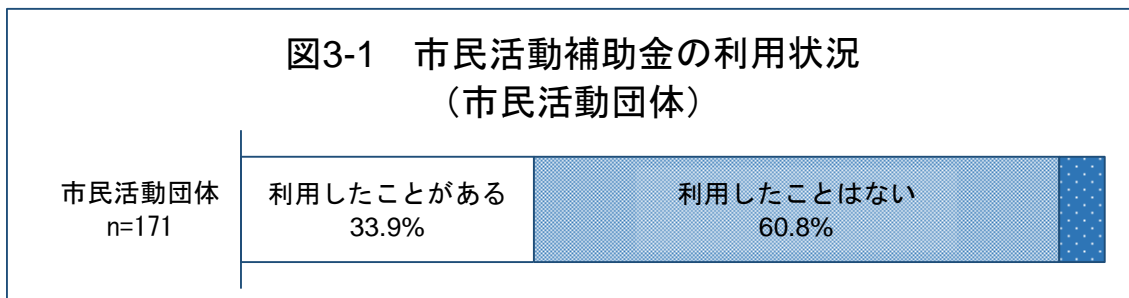


・「市民活動補助金制度」の利用経験と成果（調査対象：団体）

市民活動団体における「市民活動補助金制度」の利用状況については、約3割（33.9%）がこの制度を利用している（図3-1）。

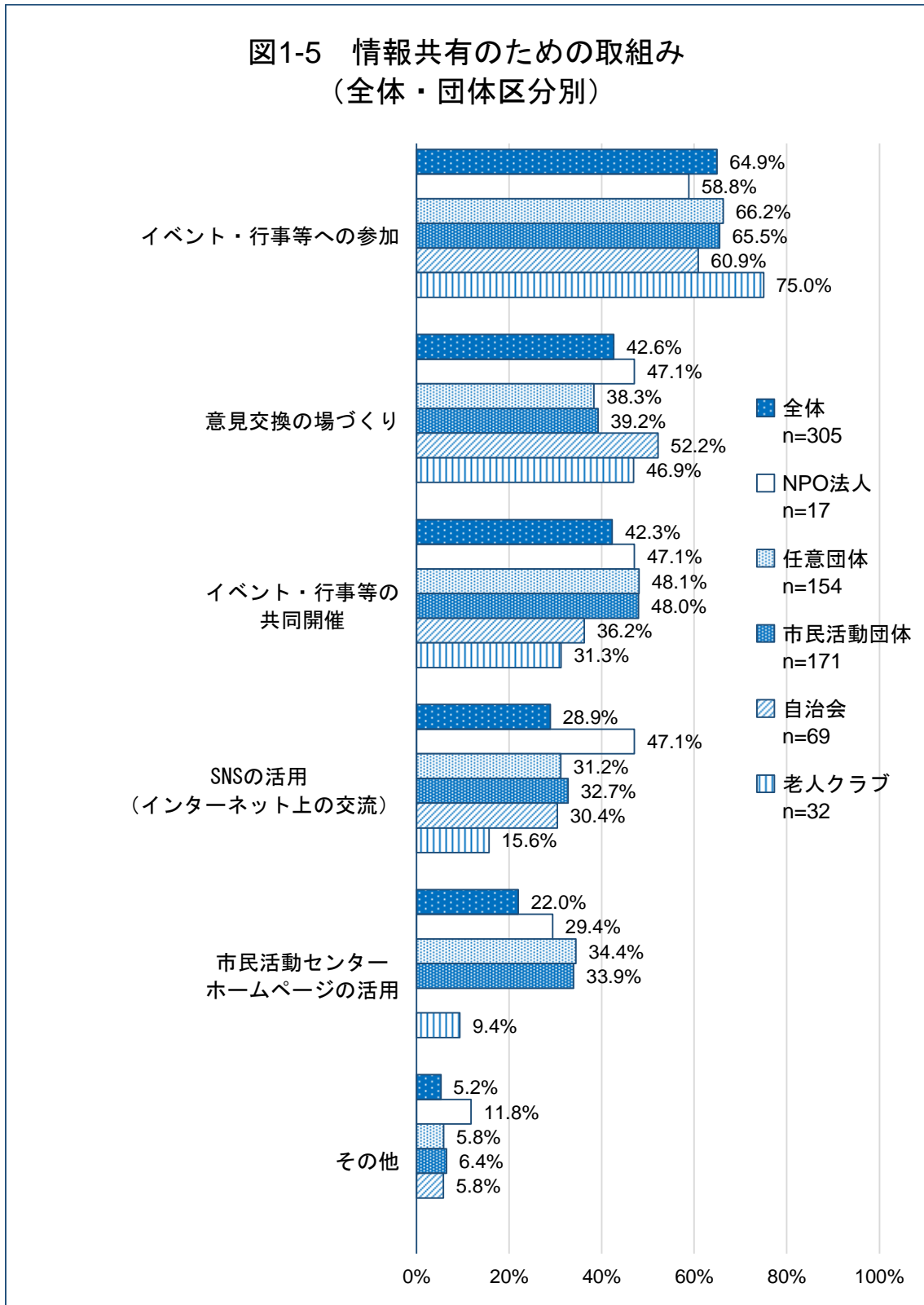
なかでもNPO法人は、約5割（47.1%）がこの制度を利用している（図3-1a）。

また、市民活動団体において「市民活動補助金制度」を利用した成果については、「団体の認知度の向上」（69.0%）が最も高く、次いで「活動の拡充」（58.6%）、「活動に必要な機材等の購入」（53.4%）、「担い手や協力者等の知識・技術の向上」（43.1%）、「活動の担い手や協力者等の増加」（39.7%）となっている。「特に成果はなかった」と答えた団体もあった。



・他団体との情報共有のために必要な取組み（調査対象：団体）

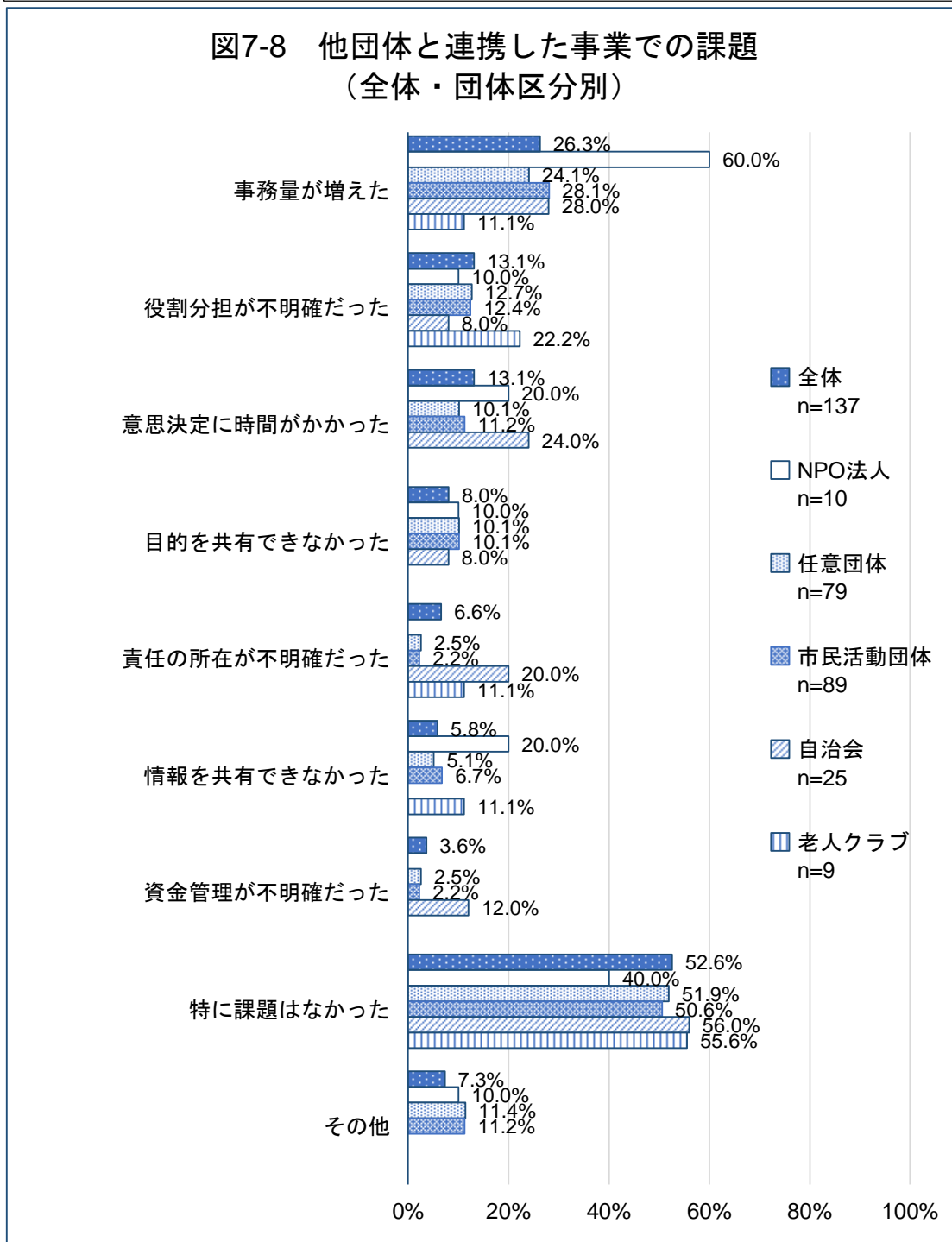
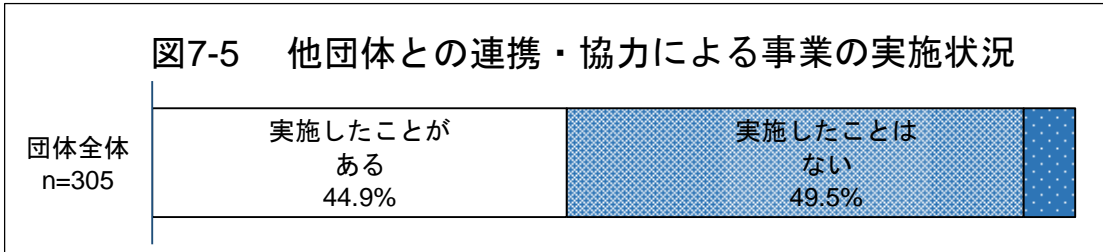
他の団体と情報を共有していくために必要な取組みについては、「イベント・行事等への参加」（64.9%）がどの団体区分でも最も高く、全体では次いで「意見交換の場づくり」（42.6%）、「イベント・行事等の共同開催」（42.3%）が、ほぼ同じ比率で並ぶ。



・他団体との連携・協力による事業の実施状況と課題（調査対象：団体）

他団体との連携・協力による事業の実施経験については、「実施したことがある」が44.9%、「実施したことはない」が49.5%となっている（図7-5）。

また、他団体と連携して実施した事業の課題については、過半数が「特に課題はなかった」（52.6%）と回答しており、「事務量が増えた」（26.3%）に次いで、「役割分担が不明確であった」（13.1%）、「意思決定に時間がかかった」（13.1%）がこれに続いている。（図7-8）。

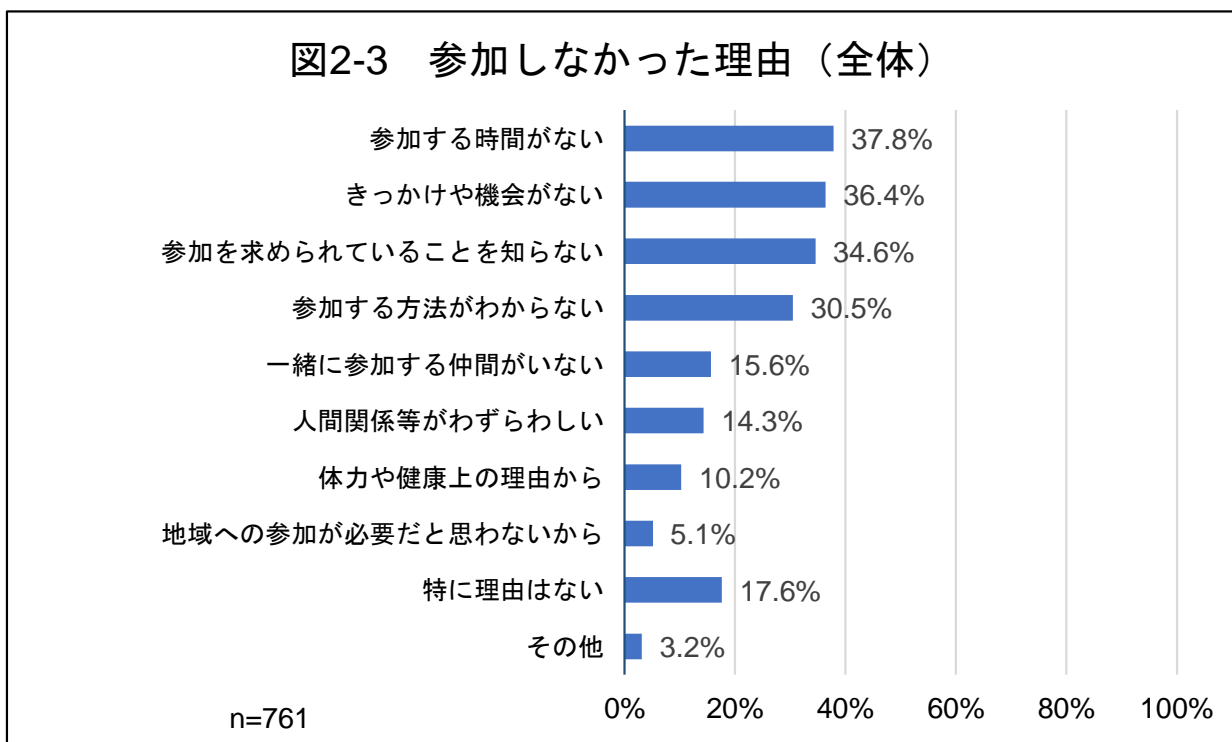
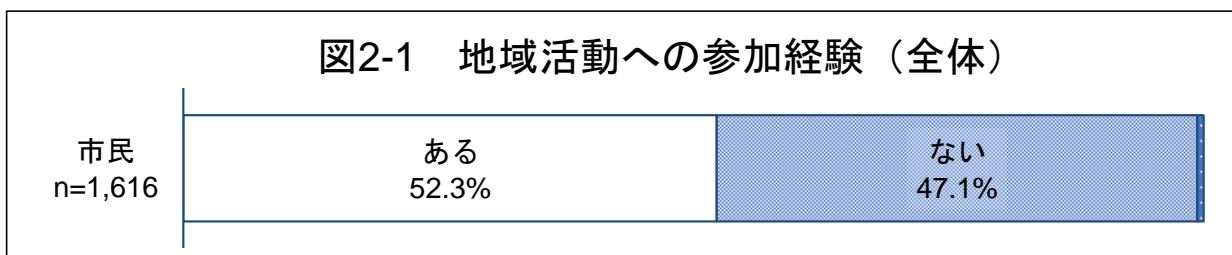


【計画目標2】まちづくり活動への参加を促進する

・地域活動への参加経験と参加したことがない理由（調査対象：市民）

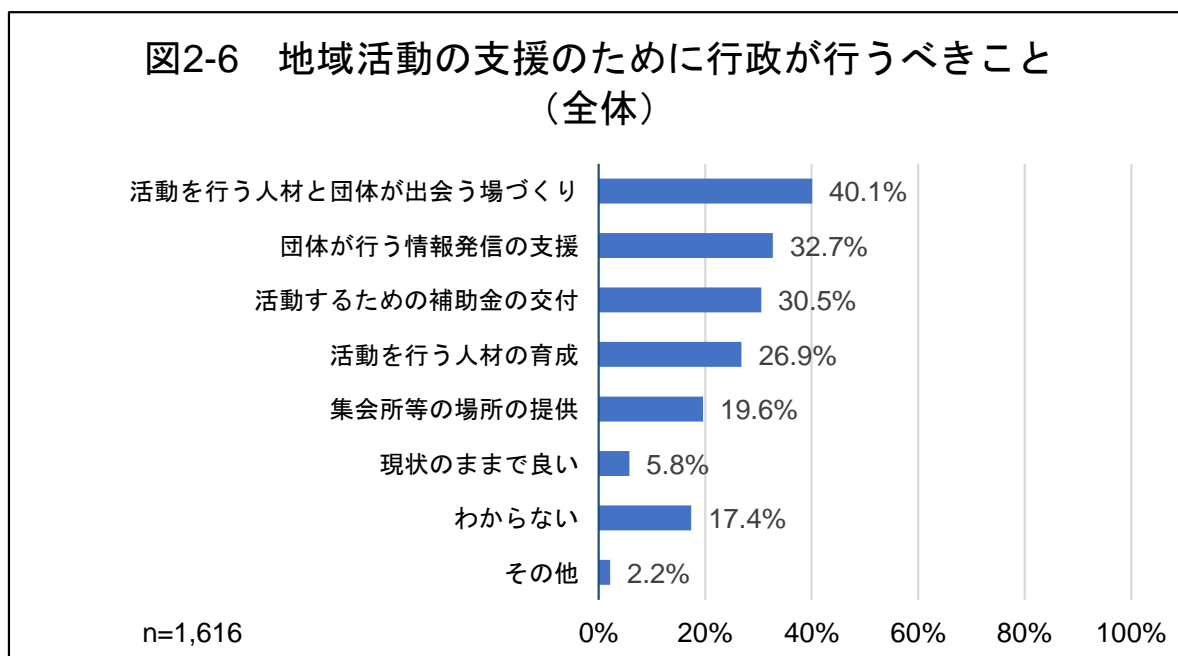
地域活動の参加経験は、「ある」が52.3%、「ない」が47.1%であり、参加経験者が未経験者を若干上回っている（図2-1）。

また、地域活動に参加したことがない理由については「参加する時間がない」（37.8%）、「きっかけや機会がない」（36.4%）、「参加を求められていることを知らない」（34.6%）「参加する方法がわからない」（30.5%）の4つがほぼ横並びである。



・地域活動の支援のために、今後、行政が行うべきこと（調査対象：市民）

今後の行政による地域活動に関する支援内容については、「活動を行う人材と団体が出会う場づくり」（40.1%）が最も高く、次いで「団体が行う情報発信の支援」（32.7%）、「活動するための補助金の交付」（30.5%）、「活動を行う人材の育成」（26.9%）となっている（図2-6）。

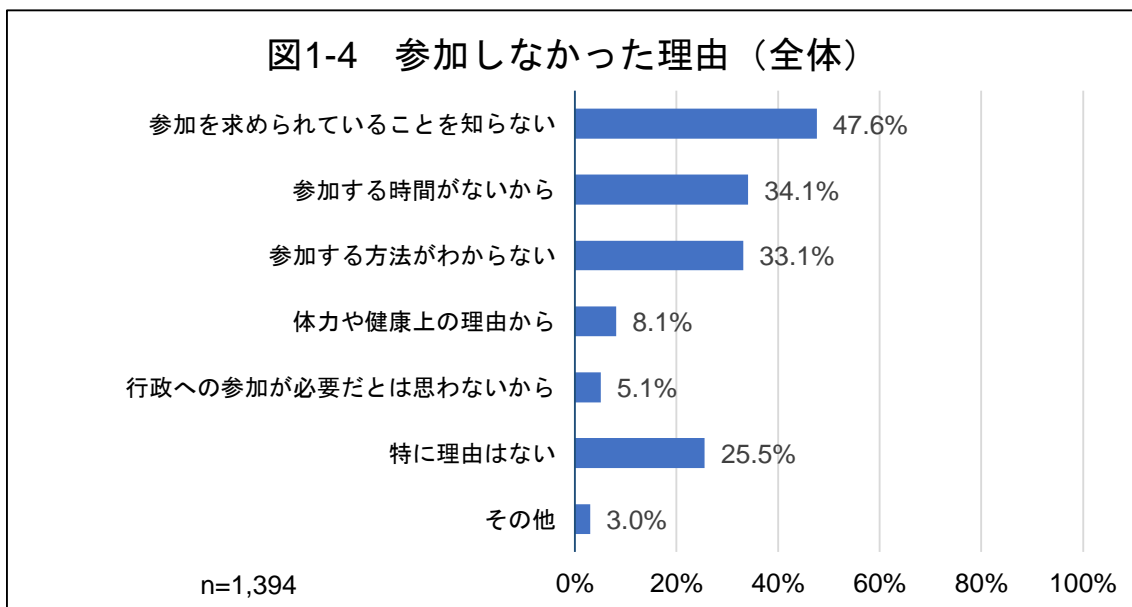
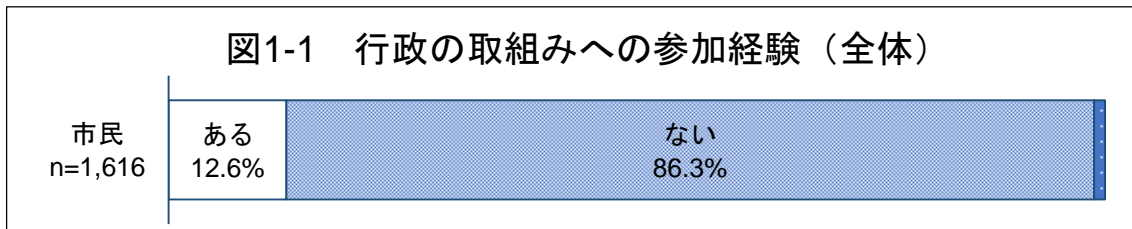


【計画目標3】 行政の取り組みへの参加を促進する

・ 行政の取り組みへの参加経験と参加したことがない理由（調査対象：市民）

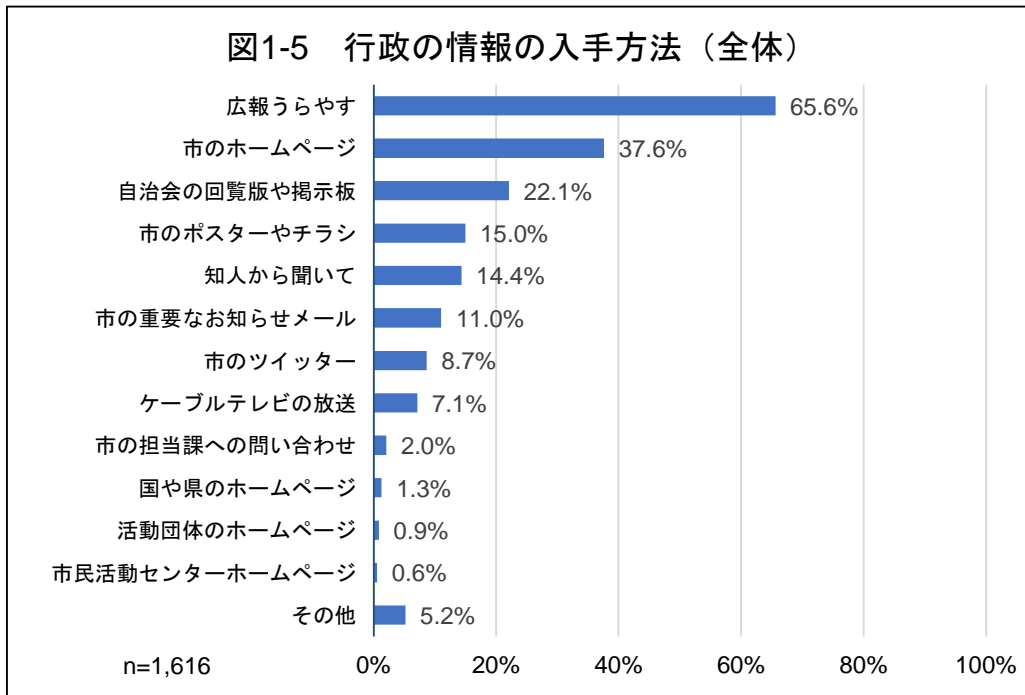
行政の取り組みへの参加経験については、「ある」が12.6%、「ない」が86.3%となっている（図1-1）。

また、行政の取り組みに参加したことがない理由については、「参加を求められていることを知らない」（47.6%）が最も高く、次いで「参加する時間がないから」（34.1%）、「参加する方法がわからない」（33.1%）、「体力や健康上の理由から」（8.1%）となっている（図1-4）。



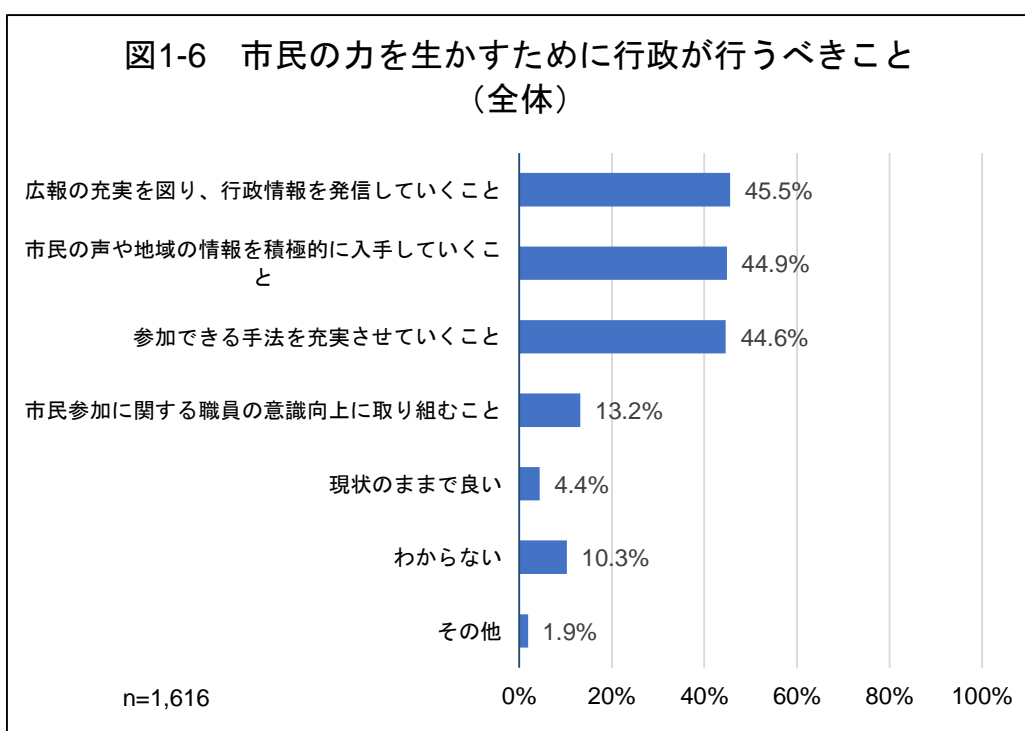
・行政に関する情報の入手方法（調査対象：市民）

行政に関する情報の入手方法については、「広報うらやす」（65.6%）が最も高く、次いで「市のホームページ」（37.6%）、「自治会の回覧版や掲示板」（22.1%）、「市のポスターやチラシ」（15.0%）となっている。



・市民の力がより行政に活かされるために、今後、行政が行うべきこと（調査対象：市民）

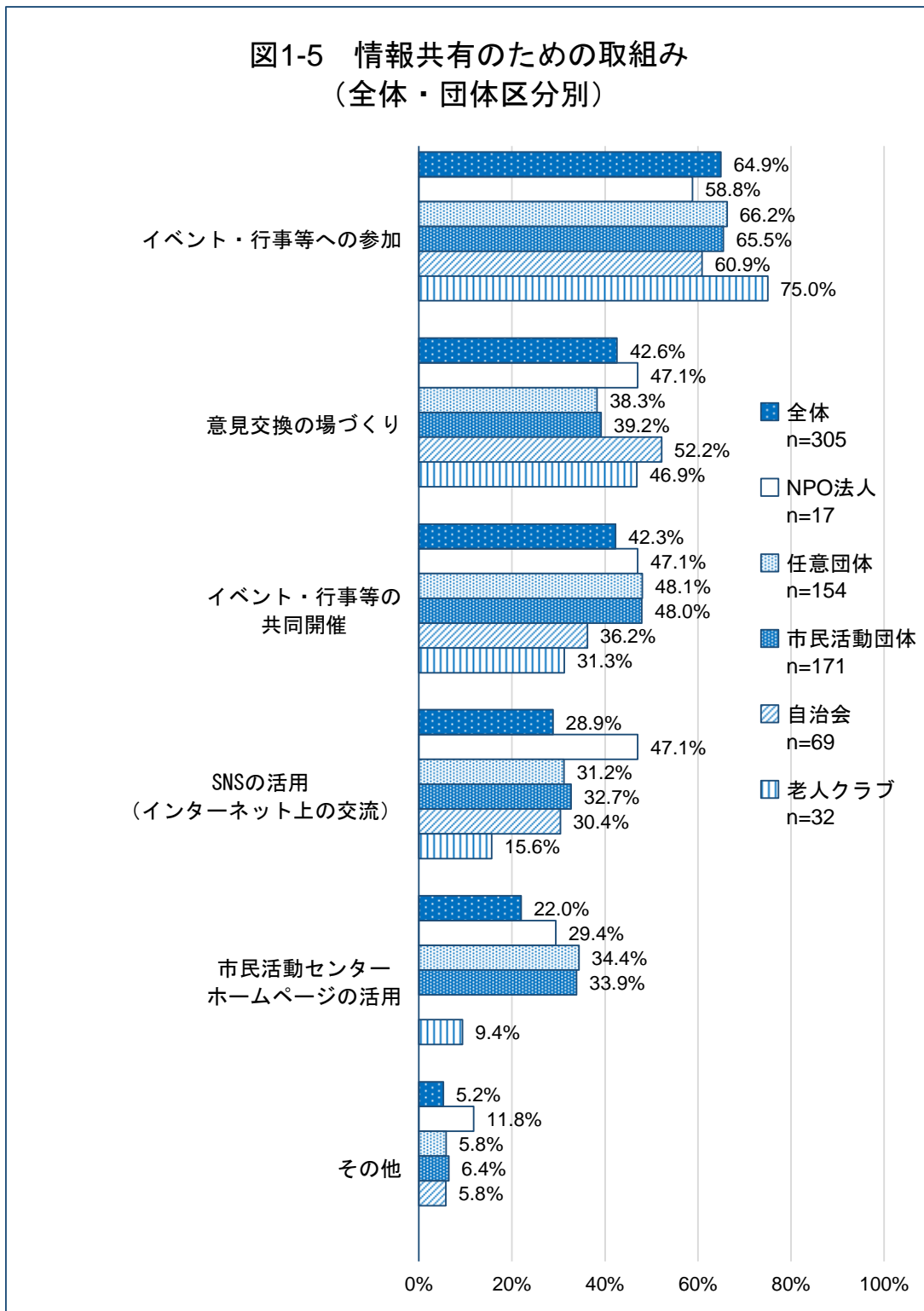
市民の力をより行政に活かすために、今後、行政が行うべき施策内容については、「広報の充実を図り、行政情報を発信していくこと」（45.5%）、「市民の声や地域の情報を積極的に入手していくこと」（44.9%）、「参加できる手法を充実させていくこと」（44.6%）が同程度となっている（図 1-6）。



【計画目標4】多様な主体によるまちづくりを推進する

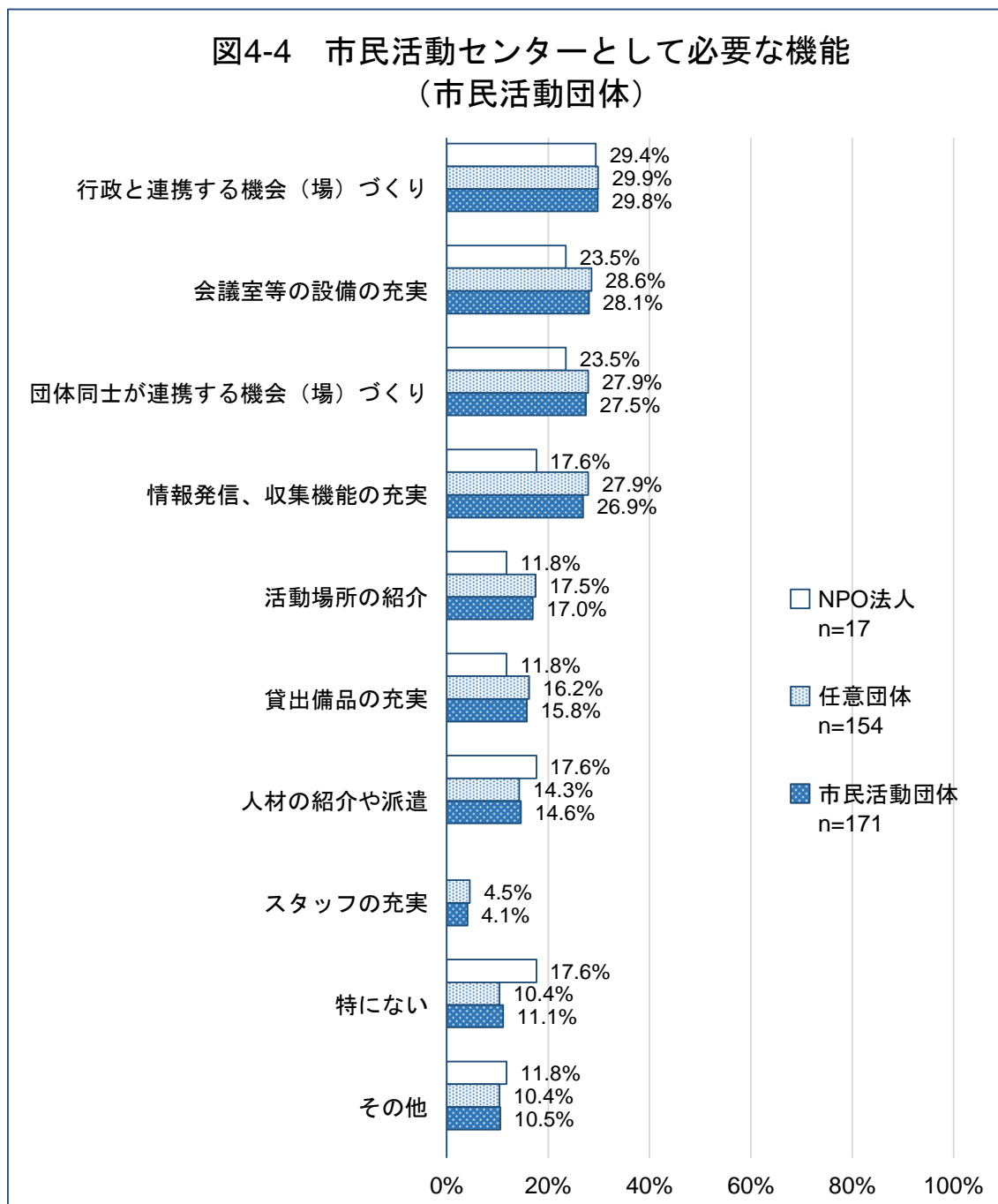
・他団体との情報共有のために必要な取組み（調査対象：団体）

他の団体と情報を共有していくために必要な取組みについては、「イベント・行事等への参加」（64.9%）がどの団体区分でも最も高く、全体では次いで「意見交換の場づくり」（42.6%）、「イベント・行事等の共同開催」（42.3%）が、ほぼ同じ比率で並ぶ。



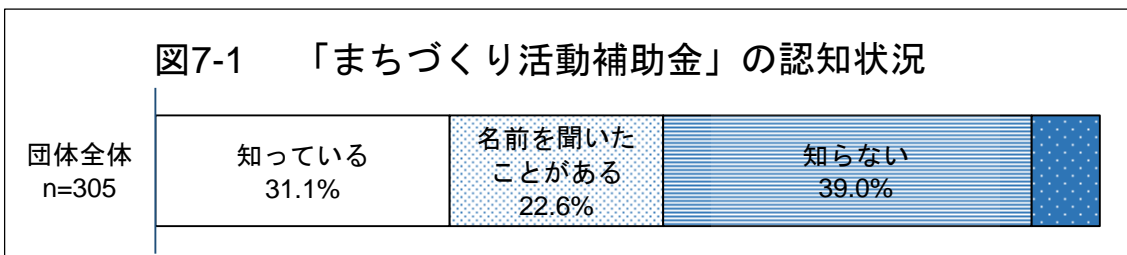
・「市民活動センター」の機能として必要なもの（調査対象：団体）

「市民活動センター」の機能として必要なものについては、「行政と連携する機会（場）づくり」（29.8%）が最も高く、次いで「情報発信、収集機能の充実」（26.9%）、「会議室等の設置の充実」（27.5%）、「団体同士が連携する機会（場）づくり」（27.5%）が並ぶ（図4-4）。



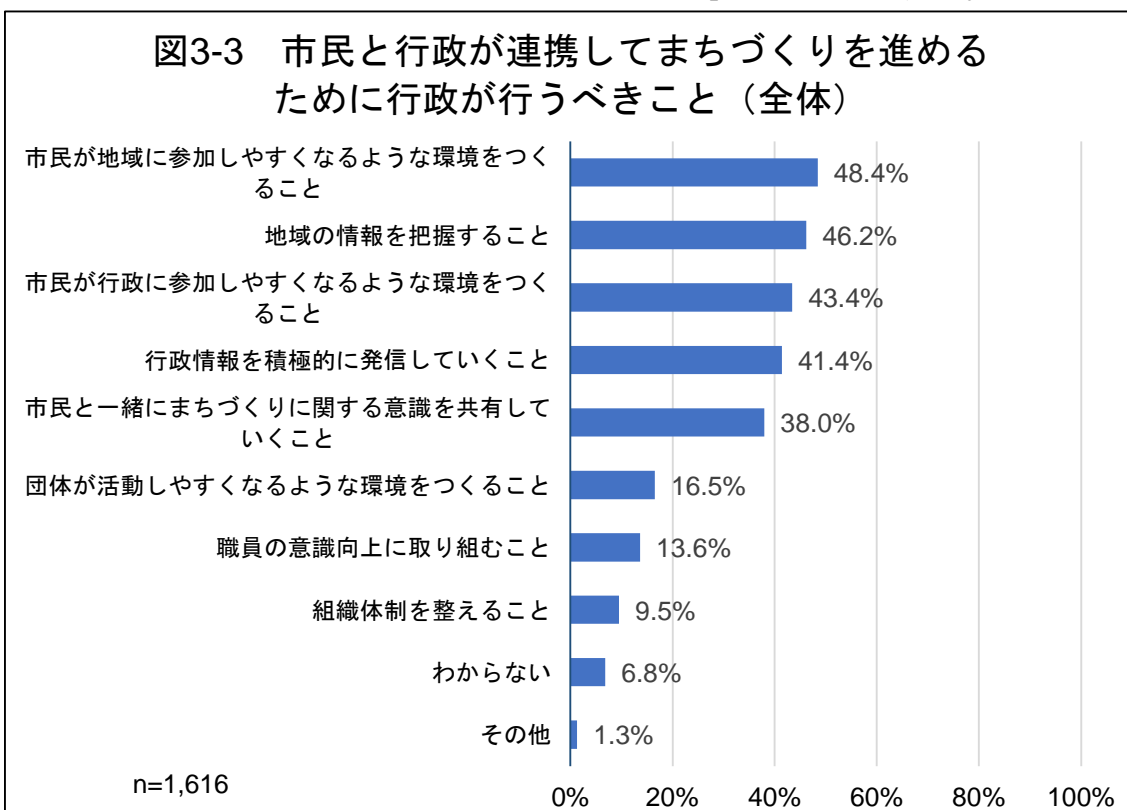
・「まちづくり活動補助金制度」の認知状況（調査対象：団体）

「まちづくり活動補助金制度」を「知っている」（31.1%）と回答したのは約3割で、「名前を聞いたことがある」（22.6%）と合わせると、約6割の団体にはこの制度が認知されていると考えられる（図7-1）。



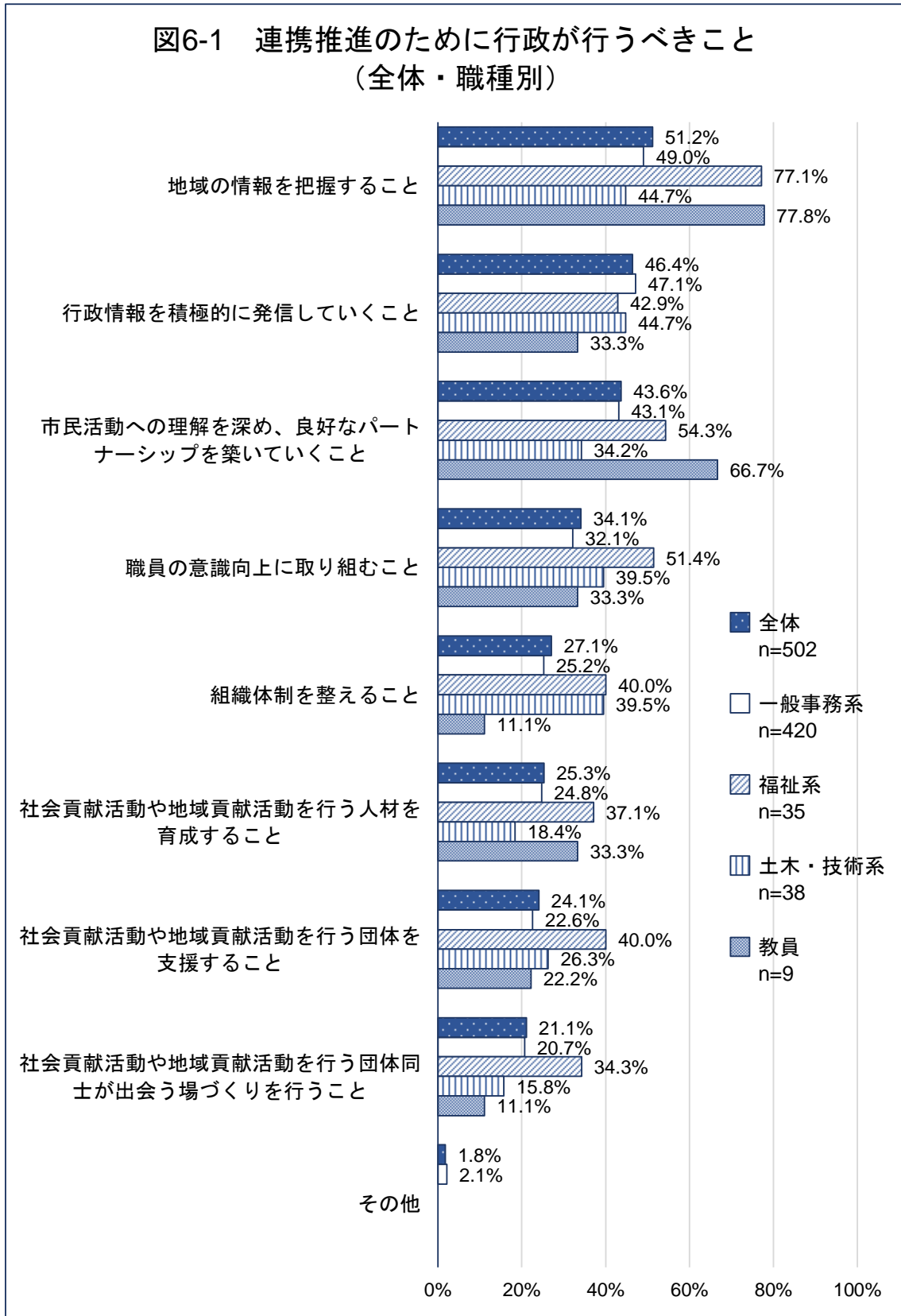
・市民と行政が連携・協力してまちづくりを進めるために行政が行うべきこと（調査対象：市民）

市民と行政が連携・協力してまちづくりを進めるために、行政が行うべきことについては、「市民が地域に参加しやすくなるような環境をつくること」（48.4%）が最も高く、次いで「地域の情報を把握すること」（46.2%）、「市民が行政に参加しやすくなるような環境をつくること」（43.4%）と続く。



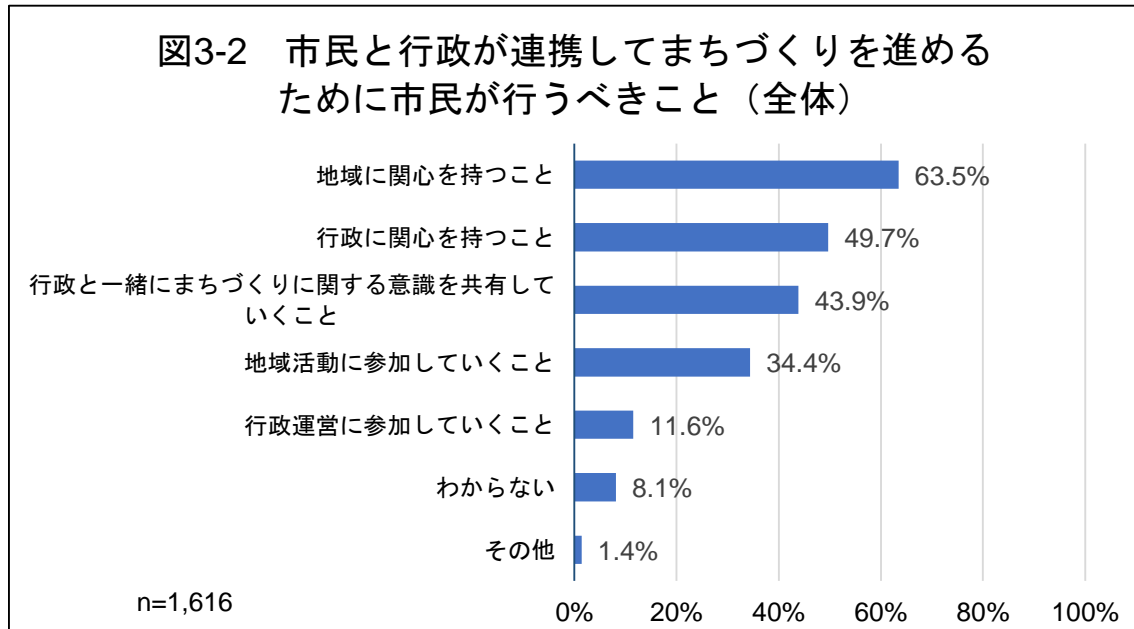
・市民と行政の連携推進のために行政が行うべきこと（調査対象：職員）

市民と行政との連携を推進するために行政が行うこととしては、「地域の情報を把握すること」(51.2%)が最も高く、次いで「行政情報を積極的に発信していくこと」(46.4%)、「市民活動への理解を深め、良好なパートナーシップを築いていくこと」(43.6%)、「職員の意識向上に取り組むこと」(34.1%)となっている。



・市民と行政が連携・協力してまちづくりを進めるために市民が行うべきこと
(調査対象：市民)

市民と行政が連携・協力してまちづくりを進めるために、市民が行うべきことについては、「地域に関心を持つこと」(63.5%)が最も高く、次いで「行政に関心を持つこと」(49.7%)、「行政と一緒にまちづくりに関する意識を共有していくこと」(43.8%)、「地域活動に参加していくこと」(34.4%)となっている。



◎まちづくり活動団体グループインタビューでの主な意見

I. まちづくり活動の現状と課題

1. 活動に関する情報の受発信

① 市、市民活動センターの広報の活用について

- ・「つなぐプロジェクト」がとても役立っている、今年はコロナの影響で活動できていないが、去年までは、トップクラスの受注をしてきた。
- ・市のホームページを見て、つなぐプロジェクトが奥の方にあっただので、要望を出したら、トップページに移動されていた、今後もつなぐプロジェクトを推進してもらいたい。
- ・情報の発信については、市民活動センターのホームページがとても役に立っている。
- ・市民活動センターのホームページの存在が大きい。

② 自団体の広報活動

- ・市の広報だったり、投稿をしたりして、自分たちの活動を発信している。
- ・知人に情報誌の方がいて、インタビュー記事を出していただいたところ、反響があり、かなりの人数のボランティアが集まった。
- ・発信はホームページで活動を報告したり、チラシを街中で配ることもしている。
- ・子供のお母さんのクチコミや、パンフレットの配布等をしている。
- ・団体のリーフレットを作成したり、チラシを作成して発信している。
- ・会員のクチコミで広がった。

③ 外部の広報の活用

- ・紙媒体ではイベントのチラシを作成して、飲食店や事業所に置かせてもらう活動、そのほかではホームページやメールマガジン、SNSによる情報発信をしている。
- ・チラシを学校や公民館、役所においてもらったが、最初はなかなか効果が出なかった。
- ・体験会に出店したとき、マスコミから取材を受けた。

2. 活動の担い手の確保

① 担い手の現状

- ・派手な組織ではないので、会員の獲得には苦労している。人脈によるところが多い。
- ・イベントや講演会などで、活動の担い手を募集しているが、現状はうまくいっていないのが実態。
- ・子供が大きくなったり、他の事で、忙しくなるとやめていく人も出てくるので、今、担い手は少なくなっている。

② 次世代の担い手の確保

- ・スタッフが頻繁に入れ替わるがゆえに、仕事の引継ぎができないという課題がある。
- ・引継ぎで一度手放した仕事が、また自分のところに戻ってきて、次、誰に渡そうかというように、特定のスタッフに負担が集中することが起きている。

③ 担い手の受け入れについて

- ・活動の担い手としては、高校生、大学生が来てくれた。
- ・当時、幼稚園や小学生だった子が、高校生になるとインターネットをととてもうまく使いこなしているの、とても助かっている。
- ・入ってくる人の思いと私たちの活動の思いとが、うまく一致しなくて、組織がごたごたした時期があった。
- ・社会人で現役バリバリの人に活動の担い手になってもらうことは無理なので、休日に参加して貰って、関心を持ってもらう事が大事だと思っている。

3. 活動場所の確保

① 現状の課題

- ・まちづくり活動プラザの利用を知らない人が多く、公民館の方が認知度が高いため、公民館で開催する会員が増加傾向にある。
- ・当初事務所を持ちたいとお金を貯めたが、やはりお金がかかるので、やめた。
- ・どこで活動するのかというと、幼稚園、小学校、中学校、ここからの依頼がないと活動ができない。

② まちづくり活動プラザについて

- ・活動の目的が人を集めることなので、まちづくり活動プラザは料金が安いとか魅力的だが、交通の便が悪いため、無理して Wave101 を使ったりしている。
- ・うちのマンションの集会場を使っていたが、コロナ禍で使えなくなってしまい、最終的に「まちづくり活動プラザ」を利用することができてとても助かっている。
- ・会議などは、役員マンションの集会所を使ったりしていたが、今は「まちづくりプラザ」ができていたので、大変便利になっている。

4. 活動資金の確保

① 現在の状況

- ・ 会員の会費で運営している。
- ・ 設立当時は市から補助金をいただいて、いろいろな準備に使わせてもらい、助かった。
- ・ 年会費は 1000 円。何か活動をするときは、市民活動補助金や年間の活動補助金をいただいている。
- ・ 活動資金は、補助金と会費が月 100 円で賅っている。
- ・ 資金については、会費と補助金。会費は月 1,000 円、補助金は、いただける補助金についてはすべてやっている。
- ・ 市の「市民活動補助金（はじめの一步）」の補助金をいただいたので、大変助かった。この資金のおかげで、この分野では高名の先生にもご講演をいただくことができ、そのおかげで、会員の募集にも効果があったので良かった。

② 自主財源の活用

- ・ 市の財政的な支援はありがたいが、我々の活動は、それをあてにしているわけではないので、お金が少なければ少ないなりの活動になってしまうのではないか。
- ・ 今年はコロナのせいで、講演が全くできなくなったために、収入源が断たれてしまった。民間の支援を受けようと活動したが、すべて空振りに終わり、資金確保という事では苦勞している。
- ・ 今年は、寄付金が非常に多く集まった、なぜかというところ、コロナの 10 万円の給付金を一部またはそのまま寄付してくれた人が何人かいて、30 数万円集まった。
- ・ これまでは、謝礼があったので、材料費、交通費など資金が回っていたが、今年はコロナで活動がストップしたままなので、収入が途切れてしまい、資金が回らなくなってしまった。今後どうしたらよいか悩んでいる。

II. 多様な主体によるまちづくりに向けて

1. まちづくり活動の支援について

① 職員の意識・理解について

- ・パンフレット作成にあたって、市民活動センターにお世話になり、助かった。
- ・市民活動フェスティバルに参加して、動画を作るように言われたが、高齢者が多く作れないと思っていたところ、若い人が手伝ってくれることになり、配信することができた。
- ・このコロナ禍で大勢の人にステージ芸術を見てもらえないという現実をとらえたときに、市民活動センターの方が提案してくださった、オンラインという手段で発信したことが、ものすごく効果的だなと思った。
- ・行政の考え方を市民に伝える事と市民の考えている事を行政に伝える事の橋渡しができればと活動しているが、なかなかそのような場ができていないのが現状。

② 出会いの場づくり

- ・市民活動フェスティバルに参加して、サテライトオフィスでマジックサークルをした。Zoom でイベントをやったが、FreeWi-Fi が遅すぎて、うまくいかなかった。
- ・サテライトオフィスでマジックショーを録画して、配信したり、Live 放送したり、大きな可能性を感じるので、その方向に進んでほしい。

③ コーディネート機能について

- ・地域経済活性化、多世代交流となったときに、まちづくり活動プラザもそうだし、市民活動フェスティバルとかイベントもそうだが、イベントが世代ごとに実施しているように見えてしまうので、担当課横断というふうになってしまうのではないかと、市民参加推進課でそこをコーディネートして担当課横断をしていただけるとありがたい。

④ 事業の継続性、終了後について

- ・「Zoom でクッキング」というのをやったが、この形が、意外といいのではないかと思った。

⑤ 連携事業のテーマについて

- ・多様な主体、多様な人たちに、まちづくりに参加してもらったり、関心を持ってもらう事だとかを考えると、発信する媒体とか広報を多様化することだと思う。
- ・それを支えるインフラを整えてもらったり、行政自体がオンラインを積極的に使ってもらうことが必要だ。
- ・NPO と行政の得意分野で連携したらよいと思い。

2. 多様な主体によるまちづくりに向けて

① NPO 同士の連携

- ・市のイベントにも参加しているので、NPO 同士の交流は十分できている。そのような場を提供していただいているので、課題はそこから先をどうつなげるかという事はまだまだかなと感じる。
- ・課題は、ボランティアの確保がうまくいっていないことと、他サークルとの交流、例えば合唱に関するサークルとのつながりが、まだできていない。
- ・いろいろな団体とコラボできるなと思っていて、意外なところから、紙芝居の依頼が来たりする。

② 事業者との連携について

- ・行政が持っている公開された情報を基に活動したり、団体については、色々な団体と関係ができています。
- ・近くの自動車販売店さんがプログラムに参加してくださって、子供たちに車の中を見せてもらう体験をした、子供は車が大好きなので、何度かこのようなことをしていただいた。
- ・こうした活動を通して、企業の方も、回を重ねるごとに子供たちの特性を把握していただいて対応してくれたりして、こうしたことがとても大切だと思った。

③ 学校との連携について

- ・道徳教育の中に人権問題として 団体の活動を取り入れていただいている。
- ・我々の活動自体はまだ認知度が低いという事で、行政、教育委員会等に出向いて、お話をしたいと伺っているが、なかなかうまくいっていない。
- ・いじめ問題は、子供も、保護者も、また先生も、これには高くアンテナをはっているとされる。ある市では、第三者委員会の提言を受けて、その教育委員会と連携した。

3. 今後について

- ・「つなぐプロジェクト」を市役所の方で積極的に進めていただきたい。

4. その他

① 連携事業のきっかけについて

- ・こども食堂とは何なのかというところから、調べた。食堂で食事を提供しなければならぬので、保健所に相談に行った。

② 各連携事業の課題、感想

- ・このインタビューに参加して、横の連携が非常に大事だなという事がわかった。
- ・どこのグループがどんな問題が起きていて、そこをお互いに補い合えるような形ができれば、非常にいいのではないかと思った。
- ・例えば、Zoom を教えてくださるグループがいるという事は、今回初めて、知った。

③ コロナウイルスの影響

- ・今年はコロナの影響で会員募集はしていない。
- ・感染症対策は、窓を開けっぱなしにして実施している。
- ・コロナの影響で、活動ができず、活動内容が経済活動なので、会員をやめる人が増え、在籍したままやめる人がいたりして、掌握できなくなっている。
- ・資金をためて、どこか借りるという案があったが、コロナ禍で活動ができず、資金も底をついてしまい、あきらめた。
- ・今は音楽も音の小さな楽器を使ったり、ダンスもストレッチに変えてみたりして、今の事務所でできるような工夫をしている。
- ・食のプログラムもその場で作って食べるものから、クッキー作りのように、作ったものを持ち帰って食べるというような工夫をしている。
- ・地域社会との関わりについて、密を避けるため今年は小さなユニットでしか関われない現実があった。
- ・今後もコロナ禍で一堂に会することは難しくなっていくと思うので、オンラインで、イベントが出来たらいいと思う。

5 市民意見提出手続（パブリックコメント）実施結果

- ① 実施期間 令和3年2月1日～3月2日
- ②意見提出実人数 0人
- ③受付件数 0件
(直接提出0件、郵便0件、ファクス0件、電子メール0件)
- ④計画案等に反映された意見数 0件
- | | |
|-----------------------|----|
| A：意見を受けて加筆・修正したもの | 0件 |
| B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの | 0件 |
| C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの | 0件 |
- ⑤計画案等に反映されなかった意見数 0件
- | | |
|-------------------------|----|
| D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの | 0件 |
| E：案以外の意見 | 0件 |
- ⑥資料
・浦安市第3期市民参加推進計画（素案）
- ⑦担当課 市民経済部 市民参加推進課

6 浦安市市民参加推進条例

平成 16 年 3 月 24 日

条例第 1 号

私たちのまち浦安は、躍動感にあふれた個性と活力のある「まち」でありたい。

それは、市民が自主性や創造性を発揮し、個性ある文化をつくり出すことのできるまちであり、また、自然と質の高い様々な都市機能の調和を図り、それらの中で市民一人一人が生き生きとした豊かな暮らしを実現できるまちである。

漁業を中心に栄えた浦安は、人々の相互扶助の精神を基盤に成り立っていたが、海面の埋立てに伴い、まちが急激に変ぼうする中で、新旧の地域社会の人々が融和し合う「新しいふるさとづくり」を目指して発展してきた。

このような中、今日では市民の価値観の多様化などを背景として、身近な地域社会への市民の関心が高まっており、ボランティア活動やコミュニティ活動などを通じて、自らが浦安のまちづくりに積極的にかかわっていこうという意識が広がってきている。

地方分権が進展する今、市民の持つ英知や豊かな社会経験を市政への参加を通じていかしていくことと、まちづくり活動とがあいまって、市と市民が共に市民参加を推進していくことにより、地域の特色をいかした個性豊かなまちづくりを進めていくことができる。

このような認識の下、市民が主役のまちづくりを市政の基本原則とする本市は、市民参加の基本となる理念やそれぞれの果たすべき責務を明らかにするとともに、市民参加についての諸制度を整備することにより、協働してまちづくりを進めることを目的として、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、市民参加を推進するための基本的な事項を定めることにより、協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参加 市民が市政に参加し、及びまちづくり活動を行うことをいう。
- (2) 協働 共通の目的を達成するために市と市民が、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚して対等な立場で協力し合い、及び補完し合うことをい

う。

- (3) まちづくり活動 ボランティア活動、特定非営利活動（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動をいう。）その他の公益的な活動であって、市民が組織するまちづくりの推進を目的とした活動をいう。
- (4) 実施機関 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (5) 審議会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するものをいう。
- (6) 市民意見提出手続 実施機関が政策、施策又は事業（以下「政策等」という。）を行うに当たり、その目的、内容その他の事項を公表し、広く市民の意見を募集し、及び意見に対する市の見解を公表し、当該意見を勘案して意思決定を行うための手続をいう。
- (7) ワークショップ 政策等について、市と市民が平等な立場で自由な議論を行うことにより、その課題を整理分析し、政策等の策定に当たっての提言又は設計案作り等を行う会合をいう。

（基本理念）

第3条 市民参加は、市と市民との協働の理念に基づき、市民の市政への参加を推進すること及びまちづくり活動を促進することを旨として行われなければならない。

2 市民参加は、市民の持つ英知及び豊かな社会経験並びに市民の行う創造的なまちづくり活動に支えられていることを自覚し、それらを尊重して進められなければならない。

3 市民参加は、市民の福祉の増進が図られるとともに、市政運営の効率性が確保されることを基本として進められなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、浦安市情報公開条例（平成13年条例第3号）の趣旨にのっとり、情報公開の総合的な推進に努めることにより、市の政策等の形成、実施及び評価の一連の過程における市民との情報の共有化を推進しなければならない。

2 市は、政策等の目的、内容及び効果を市民に分かりやすく説明する責務を有する。

3 市は、政策等の形成、実施及び評価の一連の過程において、市民が参加す

ることができるよう、その機会の確保に努めなければならない。

- 4 市は、まちづくり活動を尊重するとともに、必要な支援を行わなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、政策等の形成、実施及び評価の一連の過程における参加の機会を活用することにより、市政に参加するよう努めるものとする。

- 2 市民は、市民参加の推進に当たっては、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、協働の理念によるまちづくりに努めるものとする。

- 3 市民は、地域社会の課題の解決に主体的に取り組むことを通じて、まちづくり活動を推進するよう努めるものとする。

(まちづくり活動団体の責務)

第6条 まちづくり活動を行う団体は、その活動を通じて市民参加の推進に寄与するよう努めるものとする。

(市民参加推進計画)

第7条 市長は、市民参加を総合的に推進するための計画（以下「市民参加推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、市民参加推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、浦安市市民参加推進会議（以下「市民参加推進会議」という。）の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、市民参加推進計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

- 4 前2項の規定は、市民参加推進計画の変更について準用する。

- 5 市長は、市民参加推進計画の実施状況を公表しなければならない。

(審議会等の委員の選任)

第8条 実施機関は、市民参加を推進するため、審議会等の委員を委嘱するに当たっては、法令等に基づく場合又は実施機関が特に必要があると認める場合を除き、次に掲げる事項その他規則で定める事項について、規則で定める基準を遵守するものとする。

- (1) 再任の程度
- (2) 他の審議会等との兼任状況
- (3) 男女の構成比率

- 2 実施機関は、審議会等の会議において広く市民の意見が反映されるよう、

審議会等の委員の一部を公募の方法により選任するものとする。ただし、法令等に基づく場合又は実施機関が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(市政への参加の手續)

第9条 実施機関は、政策等の形成、実施及び評価の一連の過程において、意見交換会、ワークショップその他の市政への参加の手續のうち、最も適切かつ効果的であると認められるものを行うよう努めなければならない。

2 実施機関は、市政に関する基本的な計画の策定又は改廃、重要な制度の創設又は改廃その他の行為で市長が規則で定めるものを行うときは、市民意見提出手續を行わなければならない。

3 市民意見提出手續の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(まちづくり活動の支援)

第10条 市は、まちづくり活動を促進するための環境整備に努めるものとする。

2 実施機関は、まちづくり活動を行う団体が使用できる活動拠点の提供に努めるものとする。

3 実施機関は、まちづくり活動を行う団体に対し、必要な情報の提供に努めるものとする。

(市民参加推進会議の設置)

第11条 市民参加を適正に推進するため、市民参加推進会議を置く。

(所掌事務)

第12条 市民参加推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 第7条第1項の市民参加推進計画に関する事項

(2) 市民参加の推進状況に関すること。

(3) その他市民参加の推進に関し必要な事項

2 市民参加推進会議は、前項の規定により調査審議するほか、市民参加の推進に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第13条 市民参加推進会議は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市民 3人

(2) まちづくり活動を行う団体の代表者 3人

(3) 学識経験者 3人

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、当然退職するものとする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各号に定めるもののほか、市民参加推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(浦安市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 浦安市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

7 浦安市市民参加推進条例施行規則

平成 16 年 9 月 29 日

規則第 52 号

改正 平成 19 年 3 月 30 日規則第 23 号

平成 25 年 4 月 24 日規則第 50 号

平成 28 年 3 月 31 日規則第 16 号

平成 30 年 3 月 30 日規則第 21 号

令和 2 年 3 月 31 日規則第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浦安市市民参加推進条例（平成 16 年条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市民参加推進計画)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項に規定する市民参加推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市民参加の推進に関する総合的かつ計画的な推進を図るための方針
- (2) 市民参加の推進についての取組目標
- (3) 市民参加の推進に関し、市が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(条例第 8 条第 1 項の規則で定める事項)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 年齢の構成
- (2) 居住地域の構成

(条例第 8 条第 1 項の規則で定める基準)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 再任の程度 連続 10 年を限度とすること。
- (2) 他の審議会等との兼任状況 5 を限度とすること。
- (3) 男女の構成比率 女性委員の構成比率を 3 割以上とすること。
- (4) 年齢の構成 年齢に偏りが無いこと。
- (5) 居住地域の構成 住所に地域的な偏りが無いこと。

(審議会等の委員の公募)

第5条 実施機関が審議会等の委員を公募により選任しようとする場合は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 審議会等の名称、審議内容及び委員の任期
- (2) 募集する委員の人数
- (3) 募集期間
- (4) 応募資格及び応募方法
- (5) 選考方法
- (6) 問い合わせ先
(会長及び副会長)

第6条 市民参加推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、市民参加推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 市民参加推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長になる。

- 2 市民参加推進会議は、在任委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 市民参加推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 市民参加推進会議の庶務は、市民経済部市民参加推進課において処理する。

(平19規則23・平25規則50・平28規則16・平30規則21・令2規則38・一部改正)

(委任)

第9条 前3条に定めるもののほか、市民参加推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が市民参加推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第23号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 24 日規則第 50 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 16 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日規則第 21 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日規則第 38 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

8 浦安市市民意見提出手続の実施に関する規則

平成 16 年 9 月 29 日

規則第 53 号

改正 平成 26 年 5 月 16 日規則第 32 号

平成 31 年 3 月 29 日規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浦安市市民参加推進条例（平成 16 年条例第 1 号）第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定による市民意見提出手続の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、浦安市市民参加推進条例の例による。

(市民意見提出手続の対象)

第 3 条 市民意見提出手続を行う政策等は、次に掲げるものとする。

- (1) 基本構想、基本計画その他市政に関する基本的な計画の策定又は改廃
- (2) 市民生活に重大な影響を及ぼす制度の創設又は改廃
- (3) 市政に関する基本的な方針を定める条例の制定
- (4) 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (5) 公共の用に供される主要な施設の基本計画の策定

2 前項各号に規定する政策等であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、市民意見提出手続を行わないことができる。

- (1) 軽微なもの
- (2) 定期的に行うもの
- (3) 緊急を要するもの
- (4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 3 項の規定により議会に付議するもの
- (5) 納付すべき金銭について定める条例の制定又は改廃
- (6) 予算の定めるところにより決定する金銭の給付又は貸付けに関する条例の制定又は改廃
- (7) 法令又は条例の規定により、市民意見提出手続に準ずる市民参加の手続が行われるもの

(平 26 規則 32・一部改正)

(政策等の案の公表)

第4条 実施機関は、市民意見提出手続を行うときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 政策等の名称及び目的
- (2) 政策等の案の概要
- (3) 政策等を理解するために必要な資料
- (4) 次条第2項各号に掲げる事項を公表する場合は、その旨

2 前項の規定による公表は、市の広報紙又はホームページへの掲載により行うものとする。

(意見提出者)

第5条 市民意見提出手続において、意見を提出することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民意見提出手続に係る政策等に利害関係を有するもの

2 意見の提出は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 市内に住所を有する者にあつては、氏名及び住所
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体にあつては、当該事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者名
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者にあつては、氏名及び住所並びに当該事務所又は事業所の名称及び所在地
- (4) 市内に存する学校に在学する者にあつては、氏名及び住所並びに当該学校の名称及び所在地
- (5) 市民意見提出手続に係る政策等に利害関係を有するものにあつては、氏名又は事務所若しくは事業所の名称、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び市民意見提出手続に係る政策等の利害関係の内容

(意見提出の方法及び期間)

第6条 実施機関は、次に掲げる方法により、意見の提出を受け付けるものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出

- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が認める方法

2 意見の提出を受け付ける期間は、第4条第1項の規定による公表の日から起算して30日を標準として設定するものとする。

(平31規則12・一部改正)

(提出された意見の処理)

第7条 実施機関は、提出された意見の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表するものとする。ただし、提出された意見の中に浦安市情報公開条例(平成13年条例第3号)第7条各号に掲げる不開示情報に該当する情報が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

- (1) 提出された意見の概要
- (2) 提出された意見に対する実施機関の見解
- (3) 第5条第2項各号に掲げる事項を公表する場合は、当該事項

2 前項の規定による公表については、第4条第2項の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月16日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の浦安市市民意見提出手続の実施に関する規則の規定は、施行日以後に意見の受付を開始する市民意見提出手続について適用し、施行日前に意見の受付を開始した市民意見提出手続については、なお従前の例による。

9 浦安市行政手続条例（第6章 意見公募手続等 抜粋）

第6章 意見公募手続等

（平20条例30・追加）

（規則等を定める場合の一般原則）

第37条 規則等制定機関等は、規則等を定めるに当たっては、当該規則等がこれを定める根拠となる法令又は条例等の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない。

2 規則等制定機関等は、規則等を定めた後においても、当該規則等の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該規則等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。

（平20条例30・追加）

（意見公募手続）

第38条 規則等制定機関等は、規則等を定めようとする場合には、当該規則等の案（規則等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2 前項の規定により公示する規則等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該規則等の題名及び当該規則等を定める根拠となる法令又は条例等の条項が明示されたものでなければならない。

3 第1項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して30日以上でなければならない。

4 意見は、次の各号のいずれかに掲げる方法により提出しなければならない。

(1) 規則等制定機関等が指定する場所への書面の持参、送付又はファクシミリ装置を用いた送信

(2) 規則等制定機関等が指定する送信先への電子メールの送信

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則等制定機関等が適当と認める方法

5 意見を提出しようとするものは、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）を明らかにしなければならない。

6 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に規則等を定める必要があるため、第1項の規定による手

続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

- (2) 納付すべき金銭について定める法令又は条例の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他当該法令又は条例の施行に関し必要な事項を定める規則等を定めようとするとき。
- (3) 予算の定めるところにより金銭の給付又は貸付けの決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める規則等を定めようとするとき。
- (4) 法律又は条例の規定により、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関（以下単に「附属機関」という。）の議を経て定めることとされる規則等であって、相反する利害を有する者間の利害の調整を目的として、法令又は条例の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表とする委員をもって組織される附属機関において審議を行うこととされているものとして規則で定める規則等を定めようとするとき。
- (5) 他の市の機関等が意見公募手続を実施して定めた規則等又は国の機関が行政手続法第 39 条第 1 項の規定による手続を実施して定めた同法第 2 条第 8 号に規定する命令等（同法第 40 条第 2 項の規定により当該手続を実施しないで定められたものを含む。）若しくは千葉県行政手続条例（平成 7 年千葉県条例第 48 号）第 2 条第 5 号に規定する県の機関が同条例第 38 条第 1 項の規定による手続を実施して定めた同条例第 2 条第 8 号に規定する規則等（同条例第 39 条第 2 項の規定により当該手続を実施しないで定められたものを含む。）と実質的に同一の規則等を定めようとするとき。
- (6) 条例の規定に基づき条例の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める規則等を定めようとするとき。
- (7) 規則等を定める根拠となる法令又は条例等の規定の削除に伴い当然必要とされる当該規則等の廃止をしようとするとき。
- (8) 次に掲げるものを内容とする規則等を定めようとするとき。
 - ア 法令又は他の条例等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理
 - イ アに掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

7 指定管理者は、規則等を定めようとするときは、意見公募手続を実施する

前に、その管理する公の施設を所管する市の機関の指示を受けなければならない。この場合において、当該市の機関は、意見公募手続が円滑に実施されるよう必要な支援を行うものとする。

(平 20 条例 30・追加)

(意見公募手続の特例)

第 39 条 規則等制定機関等は、規則等を定めようとする場合において、30 日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第 3 項の規定にかかわらず、30 日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該規則等の案の公示の際その理由を明らかにしなければならない。

2 規則等制定機関等は、附属機関の議を経て規則等を定めようとする場合（前条第 6 項第 4 号に該当する場合を除く。）において、当該附属機関が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、同条第 1 項の規定にかかわらず、自ら意見公募手続を実施することを要しない。

(平 20 条例 30・追加)

(意見公募手続の周知等)

第 40 条 規則等制定機関等は、意見公募手続を実施して規則等を定めるに当たっては、必要に応じ、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする。

(平 20 条例 30・追加)

(提出意見の考慮)

第 41 条 規則等制定機関等は、意見公募手続を実施して規則等を定める場合には、意見提出期間内に当該規則等制定機関等に対し提出された当該規則等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。

(平 20 条例 30・追加)

(結果の公示等)

第 42 条 規則等制定機関等は、意見公募手続を実施して規則等を定めた場合には、当該規則等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為。第 5 項において同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

(1) 規則等の題名

- (2) 規則等の案の公示の日
 - (3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）
 - (4) 提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した規則等の案と定めた規則等との差異を含む。）及びその理由
- 2 規則等制定機関等は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理し又は要約したものを公示することができる。この場合においては、当該公示の後遅滞なく、当該提出意見を当該規則等制定機関等の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。
 - 3 規則等制定機関等は、前2項の規定により提出意見を公示し又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。
 - 4 規則等制定機関等は、意見公募手続を実施したにもかかわらず規則等を定めないこととした場合には、その旨（別の規則等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公示しなければならない。
 - 5 規則等制定機関等は、第38条第6項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合には、当該規則等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち規則等の趣旨については、同項第1号から第4号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該規則等自体から明らかでないときに限る。
 - (1) 規則等の題名及び趣旨
 - (2) 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由

（平 20 条例 30・追加）

（準用）

第43条 第41条の規定は第39条第2項に該当することにより規則等制定機関等が自ら意見公募手続を実施しないで規則等を定める場合について、前条第1項から第3項までの規定は第39条第2項に該当することにより規則等制定機関等が自ら意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合について、前条第4項の規定は第39条第2項に該当することにより規則等制定機関等が自ら意見公募手続を実施しないで規則等を定めないこととした場合について

準用する。この場合において、第 41 条中「当該規則等制定機関等」とあるのは「附属機関」と、前条第 1 項第 2 号中「規則等の案の公示の日」とあるのは「附属機関が規則等の案について公示に準じた手続を実施した日」と、同項第 4 号中「意見公募手続を実施した」とあるのは「附属機関が意見公募手続に準じた手続を実施した」と読み替えるものとする。

(平 20 条例 30・追加)

(公示等の方法)

第 4 4 条 第 38 条第 1 項並びに第 42 条第 1 項（前条において読み替えて準用する場合を含む。）、第 4 項（前条において準用する場合を含む。）及び第 5 項の規定による公示（次項において単に「公示」という。）は、規則等制定機関等が指定する場所での閲覧若しくは配布又はインターネットを利用した閲覧の方法により行うものとする。

2 規則等制定機関等は、前項に規定する方法のほか、必要に応じ、市の広報紙への掲載その他規則等制定機関等が適当と認める方法により、公示に係る事項の全部又は一部を公表するよう努めるものとする。

第3期市民参加推進計画

令和3年3月 発行

■編集・発行

浦安市 市民経済部 市民参加推進課

〒279-8501 千葉県浦安市猫実 1-1-1

TEL 047-351-1111 (代表)

TEL 047-712-6059 (直通)

■浦安市ホームページ

<http://www.city.urayasu.lg.jp>